【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出日】 平成19年9月21日

【事業年度】 第11期(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

【会社名】 株式会社ファーストエスコ

【英訳名】 The First Energy Service Company, Limited

 【代表者の役職氏名】
 代表取締役社長 齋藤 晴彦

 【本店の所在の場所】
 東京都中央区京橋二丁目9番2号

【電話番号】 03-3538-5980

 【事務連絡者氏名】
 取締役社長室長
 島崎 知格

 【最寄りの連絡場所】
 東京都中央区京橋二丁目9番2号

【電話番号】 03-3538-5980

【事務連絡者氏名】 取締役社長室長 島崎 知格

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 | 第11期 |
|-------------------------|------|----------|----------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| 決算年月 | | 平成15年3月 | 平成15年6月 | 平成16年6月 | 平成17年6月 | 平成18年6月 | 平成19年6月 |
| 売上高 | (千円) | _ | _ | 2, 522, 293 | 4, 927, 851 | 6, 970, 696 | 10, 572, 288 |
| 経常利益 (△損失) | (千円) | _ | _ | 18, 835 | 203, 624 | △1, 226, 912 | 12, 762 |
| 当期純利益 (△損失) | (千円) | _ | _ | 885 | 98, 477 | △2, 031, 629 | 218, 396 |
| 純資産額 | (千円) | _ | _ | 2, 234, 323 | 3, 607, 770 | 6, 490, 779 | 7, 884, 549 |
| 総資産額 | (千円) | _ | _ | 11, 157, 525 | 23, 243, 659 | 30, 176, 579 | 34, 318, 154 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | _ | _ | 355, 670. 67 | 439, 115. 23 | 104, 044. 22 | 105, 133. 88 |
| 1株当たり当期純利益金額 (△損失金額) | (円) | _ | _ | 215. 68 | 14, 351. 15 | △39, 556. 68 | 3, 151. 72 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 | (円) | _ | _ | _ | 12, 617. 24 | _ | 2, 941. 52 |
| 自己資本比率 | (%) | _ | _ | 20.0 | 15. 5 | 21.5 | 22. 9 |
| 自己資本利益率 | (%) | _ | _ | 0.1 | 3. 4 | △40. 2 | 3.0 |
| 株価収益率 | (倍) | _ | _ | _ | 173. 5 | △3. 2 | 25. 6 |
| 営業活動によるキャッシュ・ フロー | (千円) | _ | _ | 90, 224 | 475, 660 | 641, 239 | 906, 492 |
| 投資活動によるキャッシュ・ フロー | (千円) | _ | _ | △5, 510, 524 | △3, 606, 678 | △10, 687, 152 | △6, 950, 353 |
| 財務活動によるキャッシュ・ フロー | (千円) | _ | _ | 5, 885, 254 | 5, 950, 792 | 9, 604, 196 | 6, 481, 477 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | (千円) | _ | _ | 1, 098, 545 | 3, 918, 319 | 3, 476, 602 | 3, 914, 218 |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) | (人) | - (-) | - (-) | 54 (-) | 68 (19) | 117 (5) | 114 (6) |

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社は第8期より連結財務諸表を作成しております。
 - 3. 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権等の残高がありますが、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりませ
 - 4. 第8期の株価収益率については、当社株式は非上場・非登録でありますので記載しておりません。
 - 5. 証券取引法第193条の2の規定に基づき、第8期から第10期までの連結財務諸表については新日本監査法人、第11期については東陽監査法人の監査を受けております。
 - 6. 平成17年3月3日付で一般募集による新株式発行(発行価額595千円、発行株式数1,500株)、平成17年4月4日付でオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資(発行価額595千円、発行株式数240株)を実施しております。
 - 7. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期 純損失であるため記載しておりません。
 - 8. 第10期より「貸借対照表の純資産の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 | 第11期 |
|----------------------------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 決算年月 | | 平成15年3月 | 平成15年6月 | 平成16年6月 | 平成17年6月 | 平成18年6月 | 平成19年6月 |
| 売上高 | (千円) | 783, 982 | 279, 737 | 2, 522, 293 | 4, 927, 851 | 6, 790, 531 | 9, 357, 061 |
| 経常利益 (△損失) | (千円) | 35, 729 | △59, 587 | 22, 922 | 241, 871 | △822, 961 | 162, 384 |
| 当期純利益 (△損失) | (千円) | 41, 094 | △34, 951 | 5, 803 | 163, 310 | △1, 564, 594 | 251, 949 |
| 持分法を適用した場合の 投資利益 | (千円) | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 資本金 | (千円) | 411,600 | 681,600 | 2, 281, 600 | 2, 860, 570 | 5, 470, 500 | 6, 150, 394 |
| 発行済株式総数 | (株) | 2, 332 | 3, 082 | 6, 282 | 8, 216 | 62, 305. 89 | 74, 786. 89 |
| 純資産額 | (千円) | 398, 388 | 633, 437 | 2, 239, 240 | 3, 677, 521 | 7, 220, 585 | 8, 800, 141 |
| 総資産額 | (千円) | 3, 066, 967 | 4, 328, 437 | 11, 156, 628 | 21, 428, 532 | 23, 385, 107 | 23, 871, 469 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 170, 835. 72 | 205, 528. 15 | 356, 453. 49 | 447, 604. 89 | 115, 902. 10 | 117, 638. 57 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) | (円) | - (-) | - (-) | _ (-) | _ (-) | - (-) | - (-) |
| 1株当たり当期純利益金額 (△損失金額) | (円) | 17, 622. 19 | △14, 828. 65 | 1, 413. 65 | 23, 799. 32 | △30, 463. 30 | 3, 635. 92 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 | (円) | _ | _ | - | 20, 923. 88 | - | 3, 393. 43 |
| 自己資本比率 | (%) | 13.0 | 14. 6 | 20. 1 | 17. 2 | 30. 9 | 36. 9 |
| 自己資本利益率 | (%) | 10.9 | △6.8 | 0. 4 | 5. 5 | △28. 7 | 3. 1 |
| 株価収益率 | (倍) | _ | - | - | 104. 6 | △4.1 | 22. 2 |
| 配当性向 | (%) | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 営業活動によるキャッシュ・ フロー | (千円) | _ | 193, 618 | _ | _ | _ | - |
| 投資活動によるキャッシュ・ フロー | (千円) | _ | △1, 077, 795 | _ | _ | - | |
| 財務活動によるキャッシュ・ フロー | (千円) | _ | 1, 165, 377 | _ | _ | _ | _ |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | (千円) | _ | 633, 590 | _ | _ | _ | |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) | (人) | 29 (—) | 35 (—) | 54 (-) | 68 (19) | 74 (-) | 68 (3) |

- (注) 1. 第7期は、平成15年6月12日開催の当社第6回定時株主総会において承認された決算期の変更により、平成15年4月1日から平成15年6月30日までの3ヶ月間となっております。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第6期から第7期までは関連会社が存在しないため記載しておりません。また、第8期より連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
 - 4. 第6期から第8期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権等の残高がありますが、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 - 5. 第6期から第8期までの株価収益率については、当社株式は非上場・非登録でありますので記載しておりません。
 - 6. 第8期より連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
 - 7. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでおります。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 8. 証券取引法第193条の2の規定に基づき、第7期から第10期までの財務諸表については新日本監査法人、第 11期については東陽監査法人の監査を受けておりますが、第6期の財務諸表については監査を受けておりま せん。
 - 9. 平成17年3月3日付で一般募集による新株式発行(発行価額595千円、発行株式数1,500株)、平成17年4月4日付でオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資(発行価額595千円、発行株式数240株)を実施しております。
 - 10. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期 純損失であるため記載しておりません。
 - 11. 第10期の資本金の増加は、主に平成17年12月15日を払込期日とする第三者割当方法による第1回無担保転換

社債型新株予約権付社債の株式転換によるものです。

12. 第11期の資本金の増加は、主に第三者割当方式による新株予約権の権利行使による資本金の増加によるものです。

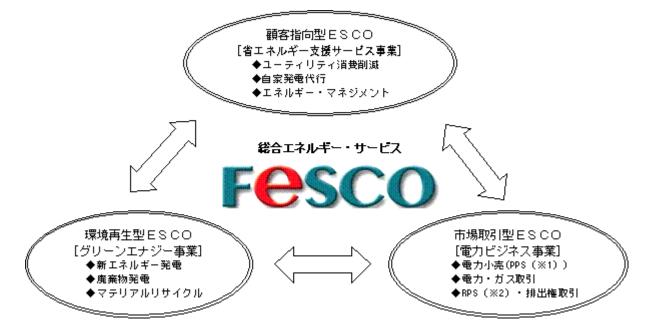
2 【沿革】

| 年月 | 事項 |
|----------|--|
| 平成9年5月 | 東京都千代田区一番町16において、日本初のESCO事業専業の会社として設立 |
| 平成9年10月 | 一級建築士事務所登録(東京都知事登録第042483号) |
| 平成11年2月 | ニュービジネス大賞「環境賞」受賞(社団法人ニュービジネス協議会より) |
| 平成12年1月 | 建設業電気工事業の東京都知事許可取得(般-11 第112522号) |
| 平成12年4月 | 新事業創出促進法に基づく通商産業大臣認定 |
| 平成13年3月 | 技術士事務所登録(第45096号) |
| 平成13年8月 | 特定建設業の東京都知事許可取得(特-13 第112522号) |
| 平成15年9月 | 本社を東京都中央区京橋二丁目9番2号に移転 |
| 平成15年9月 | グリーンエナジー事業に関する100%子会社として株式会社岩国ウッドパワーを設立 |
| 平成15年9月 | グリーンエナジー事業に関する100%子会社として株式会社富津ウッドパワーを設立 |
| 平成15年12月 | 株式会社富津ウッドパワーの社名を株式会社袖ヶ浦ウッドパワーに変更 |
| 平成16年2月 | グリーンエナジー事業に関する100%子会社として株式会社日田ウッドパワーを設立 |
| 平成16年2月 | グリーンエナジー事業に関する100%子会社として株式会社白河ウッドパワーを設立 |
| 平成16年3月 | 経済産業省資源エネルギー庁に特定規模電気事業開始を届出 |
| 平成16年5月 | グリーンエナジー事業に関する事業子会社を所有、管理する会社として、株式会社グリーンエナ |
| | ジーホールディングスを、4子会社の株式移転により設立 |
| 平成16年8月 | 電力小売事業に関する100%子会社として株式会社エナジーサービス・アセット・マネジメント |
| | を設立 |
| 平成17年3月 | 東京証券取引所マザーズに株式を上場 |
| 平成17年4月 | 株式会社エナジーサービス・アセット・マネジメントの社名を株式会社フェスコパワーステーシ |
| | ョン滋賀に変更 |
| 平成17年10月 | 電力小売用電源の運用事業会社として株式会社フェスコパワーステーション群馬を設立 |
| 平成17年12月 | 電力小売用電源の運用事業会社として株式会社中袖クリーンパワーを設立 |
| 平成17年12月 | 省エネルギー支援サービス事業に関するメンテナンス事業会社として株式会社フェスコメンテナ |
| | ンスを設立 |
| 平成18年4月 | 森林資源等の燃料製造、販売に関する事業会社として日本森林燃料株式会社を設立 |
| 平成19年5月 | 株式会社フェスコメンテナンス、株式会社袖ヶ浦ウッドパワー、株式会社グリーンエナジーホー |
| | ルディングスの3社を株式会社フェスコメンテナンスを存続会社として合併 |

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社8社(子会社合併により当連結会計年度において2社が消滅)によって構成された総合エネルギー・サービス企業(ESCO=Energy Service Company)です。

当社グループは、顧客企業の省エネルギーを支援することを目的とした事業である「顧客指向型ESCO(省エネルギー支援サービス事業)」、木質バイオマス等を燃料とする新エネルギーによる発電事業である「環境再生型ESCO(グリーンエナジー事業)」及び電力小売事業及び電力の市場取引事業である「市場取引型ESCO(電力ビジネス事業)」の3つの事業分野を営んでおります。各事業分野のノウハウ及び技術の共有を通じ、顧客及び社会に対して複合的かつ総合的なエネルギーサービスを提供いたします。



(※1) PPS (Power Producer and Supplier) =特定規模電気事業者

特定規模電気事業を営むことについて経済産業大臣に届出を行った事業者を指します。特定規模電気事業とは、平成12年3月から電力小売の部分自由化の対象となった大口需要家に対して電気を供給する事業です。なお、当社は、平成16年3月4日に経済産業大臣への届出を行っております。

(※2) R P S (Renewable Portfolio Standard)

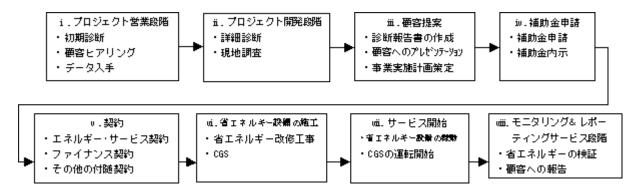
RPSとは、証書を用いた再生可能エネルギーの導入基準制度と説明されています。RPS法によれば、経済産業大臣は、新エネルギー等電気(風力、太陽光、バイオマス、中小水力等の新エネルギーを変換して得られる電気)の利用目標を定め、電気事業者(一般電気事業者及び特定規模電気事業者)に対して、毎年度、その販売電力量に応じ一定割合以上の新エネルギー等電気の利用を義務付けております。電気事業者は、義務を履行するに際して、(a)自ら新エネルギー等電気を発電する、(b)他から新エネルギー等電気を購入する、(c)他から新エネルギー等相当量(以下、「RPS価値」)を購入する、のいずれかを選択することが認められます。電気事業者が正当な理由なく義務を履行しない場合には、経済産業大臣は期限を定めて義務を履行する旨の勧告又は命令を行うことができます。

1) 顧客指向型ESCO(省エネルギー支援サービス事業) について

省エネルギー支援サービス事業とは、企業等の顧客設備の省エネルギーを支援するサービスです。顧客企業のエネルギー使用実態を調べ、省エネルギー診断を行うとともに、診断結果に基づいて、実際の省エネルギー対策設備及びシステムの設計や施工、その後の運用までを一貫して行います。主にESCO事業者は、顧客との契約に基づき、エネルギー削減分の中から自らの収入を確保し、顧客は、省エネルギーのために初期投資費用を負担することなく、省エネルギーを達成できるというビジネスモデルです。

①省エネルギー支援サービス事業の流れ

省エネルギー支援サービス事業の全体の流れを図示すると、下記のようになります。



i. プロジェクト営業段階(初期診断)

当社ホームページに問合わせのあった企業、あるいは株主企業や金融機関等から紹介のあった企業等の潜在顧客に対し、初期営業を実施します。顧客に、省エネルギー・コンサルティングを実施するための基礎資料となる省エネルギー診断シートへの記載を依頼します。これにより、潜在顧客の設備状況及び使用しているエネルギー・コストの状況を概ね把握することが可能です。

顧客から入手したデータに基づき、省エネルギーと削減可能コストについての簡単なレポートを提出するとともに、省エネルギー支援サービス事業の仕組みと当社のサービス内容の説明を実施いたします。

この段階で、当社の提案内容に関心を持った顧客に対し、次のステップである詳細診断を提案いたします。

ii. プロジェクト開発段階(詳細診断)

プロジェクト開発段階においては、省エネルギー技術者が各種の計測機器を顧客設備に持ち込み、詳細なエネルギー・データを測定します。また現場調査(ウォーク・スルー)を実施し、設備の利用状況を把握いたします。当社が実施する省エネルギー診断は、施設全体または設備全体に対し総合的に実施するものであり、照明設備・空調設備・動力設備・受変電設備・生産設備を包括的に調査診断するものです。

iii. 顧客提案

顧客より提供された各種資料、ヒアリング調査及び現地調査に基づき、顧客にとって最適な省エネルギー提案を行います。当社が顧客に対して行う省エネルギーの提案は、照明設備・空調設備の省エネルギー、生産設備の省エネルギー等、現在使用しているエネルギーを削減することを目的とした「需要側」の省エネルギーに留まらず、「供給側」の省エネルギーとして、系統電力と比較して環境負荷が低く総合エネルギー効率が高い電力を供給し、最大限に排熱を利用することを目的としたコージェネレーションシステムの導入に至るまで、多岐にわたります。

顧客に対する提案には、省エネルギー改修工事及び省エネルギー投資を実施した場合のコスト、さらには省エネルギー方策の削減効果の保証が含まれます。この点において、設備検収をもって業務が完了する請負契約と一線を画しております。

また提案では、省エネルギー改修工事または省エネルギー投資を顧客の手元資金で行う場合と、当社が顧客に代わり投資を行う場合の採算性についても、シミュレーションによる比較に基づき提示いたします。

iv. 補助金申請

省エネルギー設備の導入に対しては、国の補助金の制度(エネルギー使用合理化事業者支援事業、新エネルギー事業者支援事業)を利用することができます。当社においては、補助金の対象となる案件については補助金を前提に事業の採算性及び顧客のコスト削減額を検討し、顧客に提案いたします。

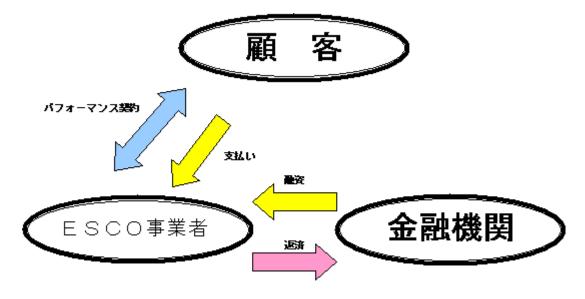
通常、補助金の募集は年2回、毎年4月と9月に実施されます。仮に補助金の申請が採択されなかった場合には、顧客とともに事業の採算性を再検討します。補助金がなくても一定の採算性が保てる場合には、補助金なしで事業を実施することになります。

補助金の対象とならない案件につきましては、顧客への提案段階より、補助金がなくても一定の採算性が保 てる事業として提案いたします。

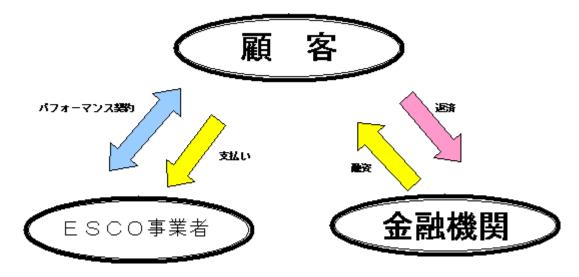
v. 契約

省エネルギー支援サービス事業の契約方式は、大きく分けて(a) シェアード・セイビングス契約 (節減額分与契約) と(b) ギャランティード・セイビングス契約 (節減額保証契約) の2種類があります。いずれの場合も、設備の効率化を目的とした省エネルギー投資による節減額をESCO事業者が保証し、この節減額が投資資金の償還原資となります。両者の違いは、資金の債務者が異なることであり、その資金フローは次のようになります。

(a) シェアード・セイビングス契約の資金フロー

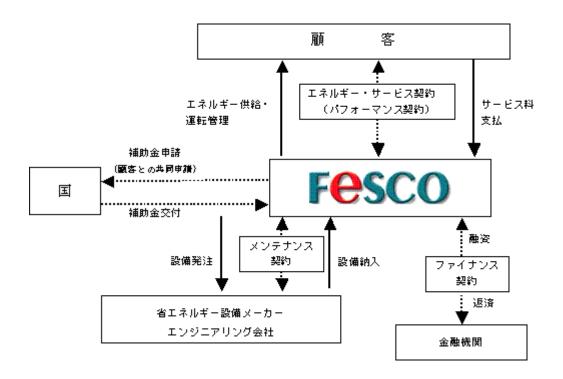


(b) ギャランティード・セイビングス契約の資金フロー



前図のとおり、2つの契約方法の相違点は、設備所有者=債務者が、ESCO事業者側か顧客側かという点にあります。当社においては、ESCO事業者が資金を調達し設備所有者となるシェアード・セイビングス契約が主流となっております。これは顧客のニーズが高度化し、省エネルギーの追求のみならずキャッシュ・フロー経営を目的とした資産のオフバランス化に対応するためです。

なお、シェアード・セイビングス契約における当社、顧客、その他の関係当事者間の契約関係は、次のとおりです。



また、ギャランティード・セイビングス契約の場合には、ファイナンス契約が顧客と金融機関の間で締結され、設備の所有権は顧客が持つことになります。その点を除いた契約関係は、シェアード・セイビングス契約と同じです。

vi. 省エネルギー設備の施工

シェアード・セイビングス契約においては、当社は設備の所有者となるため、施工段階における当社の立場は、メーカーまたはエンジニアリング会社に対する発注者の立場となります。当社が従前に行った省エネルギー診断に基づき、最適な省エネルギー方策の選択を実施し、省エネルギー設備の基本設計を行いエンジニアリング会社または設備メーカーに発注いたします。

発注形態は、当社とエンジニアリング会社との間で工事請負契約を締結し、エンジニアリング会社が機器の調達、施工、エンジニアリングを行い、試運転を経て、検収後に所有権を移転するターンキー契約です。場合によっては、工事請負契約の締結先がメーカーとなり、メーカーが自社内のエンジニアリング部門を利用し業務を遂行することもあります。

なお、省エネルギー設備の基本設計から建設までの一連の工事、試運転、検収が終了し、エンジニアリング会社またはメーカーから機器の引渡しを受けるまでには、最短でも6ヶ月程度、大型の省エネルギー設備の場合には1年半程度かかることもあります。

vii. サービス開始

省エネルギー設備の施工が完了し、検収後の引渡しを経てエネルギー・サービスを開始いたします。エネルギー・サービス期間は、5年から10年程度の範囲で、顧客の信用力に応じて設定されます。詳細については、②資金調達の方法にて説明しております。サービス期間終了後、原則としてエネルギー・サービス契約を延長することになります。顧客側の事由により契約を延長しない場合には、顧客は、当該省エネルギー設備を当社の債務残高にて買い取ることになります。

viii. モニタリング&レポーティングサービス段階

エネルギー・サービス開始後、省エネルギー方策の導入後には、その効果を測定し、検証と確認をいたします。ESCO事業者は、顧客に提案した省エネルギー方策に責任を持ち、省エネルギー効果につき保証をしているからです。これを「パフォーマンス保証」と呼びます。省エネルギー効果を保証することは、従来の省エネルギー機器メーカーやゼネコン等が行う省エネルギー改修工事と一線を画す、省エネルギー支援サービス事業 (ESCO事業)の特質です。

また、方策導入後のデータを定期的に取得、管理することによって、実際の設備の運用状況と照らし合わせることが可能になり、運用改善によってさらなる省エネルギーを実現することにもつながります。

パフォーマンス保証は、提案した省エネルギー方策の削減効果を保証するものですが、エネルギー使用における削減量を保証する場合と削減金額を保証する場合があります。保証した省エネルギー効果に達しない場合には、未達量または未達金額を顧客に支払います。通常は、1年間を計測単位とし、未達の場合には顧客との間で精算をいたします。

②資金調達の方法

シェアード・セイビングス契約に基づき当社が設備投資を行う場合には、当社において資金調達が必要となります。資金調達は、金融機関からのノン・リコース(非遡及)型ファイナンスにより行います。(顧客の信用リスクを金融機関が取ることにより、顧客の倒産時には、当社の顧客に対する債権を金融機関に債権譲渡するものであります。)これは、それぞれの省エネルギー設備の投資規模に対し企業規模が小さい当社が、顧客の信用リスクを取ることは、経営上のリスクが大きいとの判断に基づくものです。

なお、ギャランティード・セイビングス契約の場合には、資金の調達主体は顧客となります。

③主な事業コスト

省エネルギー支援サービス事業の採算性に影響を及ぼす主なコストは、省エネルギー設備の総建設費用、維持管理費用、金融機関に支払うファイナンス・コスト等です。オンサイト発電の場合には、これらに燃料費が加わる場合があります。維持管理費用は、エネルギー・サービス期間中を通じて継続的に発生しますが、総建設費用は建設段階で確定し、減価償却により運転期間を通じて費用化していきます。ファイナンス・コストは、ファイナンス形態や、期間、顧客の信用状況等の条件により変動いたします。

2) 環境再生型ESCO (グリーンエナジー事業) について

グリーンエナジー事業は、再生可能な自然エネルギーを商業的に電力に転換する事業です。二酸化炭素の排出削減等の社会的な環境改善ニーズに対応し、再生可能な自然エネルギーの中で特に木質バイオマス (注)をエネルギー源とした環境価値の高い新エネルギーによる発電所の開発、建設及び運営を行います。当社グループでは、現在、㈱岩国ウッドパワー、㈱日田ウッドパワー、㈱白河ウッドパワーの運営する3基の木質バイオマス発電所が稼働いたしております。

(注) 木質バイオマス

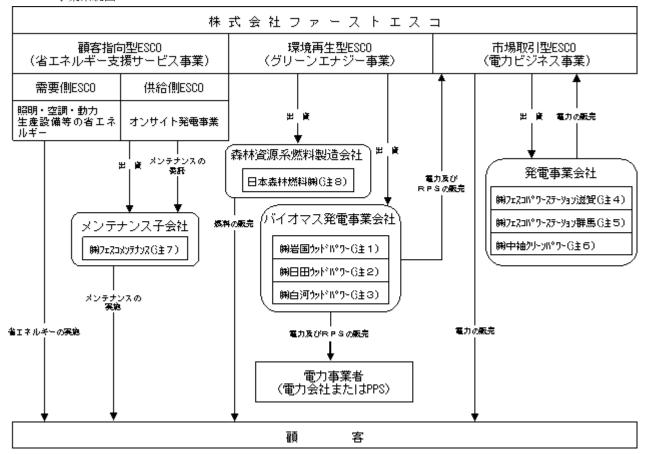
バイオマスとは生物資源(bio)の量的(mass)を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされています。

木質バイオマスは、樹木に由来する有機物であって、エネルギー源として利用できるものをいいます。当社グループが手がける新エネルギーによる発電事業は、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材や、建築解体現場から排出される建築廃材等を、選別・破砕した木質チップを発電用燃料とするものです。バイオマス資源は、植物が光合成によって空気中の二酸化炭素を取り込んで成長するため、バイオマスの燃焼により放出される二酸化炭素は、地球規模において二酸化炭素のバランスを崩さない「カーボン・ニュートラル」であるとされています。また、バイオマス資源は、石油などの化石燃料とは違い、適正な管理を行えば半永久的に枯渇することなく利用可能な「再生可能資源」として注目されています。

3) 電力ビジネス事業(市場取引型ESCO)について

電力ビジネス事業は、電力の需要と供給を最適化し、エネルギーの社会全体の効率性を改善することを目的として、電力小売事業及び電力の市場取引を行なう事業です。当社グループ内の木質バイオマス発電所で発電された電力(㈱岩国ウッドパワー、㈱白河ウッドパワー)をベースに、電力小売用電源である㈱フェスコパワーステーション滋賀及び㈱フェスコパワーステーション群馬の発電所から供給される電力のほか、日本卸電力取引所から購入した電力を顧客に供給しております。

事業系統図



- (注1) 株式会社岩国ウッドパワーは、バイオマス発電所の運営事業会社として、平成15年9月18日に当社の100%子会社として設立した連結子会社です。平成16年1月9日付にて、国の「新エネルギー事業者支援対策事業」の認定を受け、平成18年1月に商業運転を開始しております。
- (注2)株式会社日田ウッドパワーは、バイオマス発電所の運営事業会社として、平成16年2月26日に当社の100%子会社として設立した連結子会社です。平成16年9月9日付にて、国の「新エネルギー事業者支援対策事業」の認定を受け、売電開始予定の平成18年11月に商業運転を開始しております。
- (注3)株式会社白河ウッドパワーは、バイオマス発電所の運営事業会社として、平成16年2月26日に当社の100%子会社として設立した連結子会社です。平成16年9月9日付にて、国の「新エネルギー事業者支援対策事業」の認定を受け、平成18年10月に商業運転を開始しております。
- (注4) 株式会社フェスコパワーステーション滋賀は、電力小売用電源の運用事業会社として、平成17年4月6日に休眠状態だった当社の100%子会社を社名変更した連結子会社です。株式会社フェスコパワーステーション滋賀は平成18年2月に商業運転を開始しております。
- (注5)株式会社フェスコパワーステーション群馬は、電力小売用電源の運用事業会社として、平成17年10月 11日に当社の100%子会社として設立した連結子会社です。平成18年10月に商業運転を開始しており キオ
- (注6) 株式会社中袖クリーンパワーは、電力小売用電源の運用事業会社として、平成17年12月2日に当社の 100%子会社として設立した連結子会社です。売電開始予定の平成19年10月に向け、現在発電所を建 設中です。
- (注7) 株式会社フェスコメンテナンスは、オンサイト発電設備のメンテナンス事業会社として、平成17年12 月20日に当社の100%子会社として設立した連結子会社です。なお、株式会社フェスコメンテナンス は、株式会社フェスコメンテナンスを存続会社として株式会社グリーンエナジーホールディングス、 株式会社袖ヶ浦ウッドパワーの2社(いずれも当社の100%子会社)と平成19年5月7日に合併いた しました。
- (注8) 日本森林燃料株式会社は、森林資源等を原料とした燃料の製造および販売を行うために、平成18年4月27日に設立した当社62%出資の連結子会社です。

4 【関係会社の状況】

平成19年6月30日現在

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な事業 の内容 | 議決権の 所有割合 (%) | 関係内容 |
|-------------------------|--------|--------------|------------------------|---------------------|--|
| 連結子会社 | | | | | |
| 株式会社 岩国ウッドパワー | 東京都中央区 | 495 | グリーンエナ ジー事業 | 100 | 木質バイオマスを利用した発電に より、当社の小売用電力を供給し ております。 |
| 株式会社 日田ウッドパワー | 東京都中央区 | 495 | グリーンエナ ジー事業 | 100 | 木質バイオマスを利用した発電 により、当社の小売用電力を供給 しております。 |
| 株式会社 白河ウッドパワー | 東京都中央区 | 495 | グリーンエナ ジー事業 | 100 | 木質バイオマスを利用した発電 により、当社の小売用電力を供給 しております。 |
| 株式会社フェスコパワ ーステーション滋賀 | 滋賀県守山市 | 30 | 電力ビジネス 事業 | 100 | 当社の小売用電力を供給しております。 |
| 株式会社フェスコパワ ーステーション群馬 | 群馬県太田市 | 30 | 電力ビジネス 事業 | 100 | 当社の小売用電力を供給しております。 |
| 株式会社中袖クリーンパワー | 東京都中央区 | 230 | 電力ビジネス 事業 | 100 | 当社の小売用電力を供給しております。 |
| 株式会社フェスコメン テナンス (注2) | 東京都中央区 | 100 | 省エネルギー 支援サービス 事業 | 100 | オンサイト発電設備のメンテナン ス事業。 |
| 日本森林燃料株式会社 (注3) | 東京都中央区 | 45 | グリーンエナ ジー事業 | 62 | 燃料製造及び販売事業 |

- (注1) 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
- (注2) 平成19年5月7日付で株式会社フェスコメンテナンスを存続会社とし、株式会社グリーンエナジーホールディングス、株式会社袖ヶ浦ウッドパワーの2社を消滅会社とする吸収合併を行いました。
- (注3) 平成19年1月25日に第三者割当増資を実施し、所有割合が62%に増加いたしました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年6月30日現在

| 事業の種類別セグメントの名称 | 従業員数 (人) | | |
|----------------|----------|--|--|
| 省エネルギー支援サービス事業 | 28 (-) | | |
| グリーンエナジー事業 | 50 (3) | | |
| 電力ビジネス事業 | 16 (2) | | |
| 全社 (共通) | 20 (1) | | |
| 合計 | 114 (6) | | |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでおります。) は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものです。

(2) 提出会社の状況

平成19年6月30日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(才) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) | |
|---------|---------|-----------|-------------|--|
| 68(3) | 40.4 | 2.3 | 6, 099, 254 | |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでおります。) は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、大企業を中心に企業収益の改善が進み設備投資の増加、雇用情勢の好転等緩やかな回復基調が続きましたが、一方では原油価格は高止まりを続け、エネルギー問題等の重要性が高まっております。

当業界におきましては、京都議定書の批准を背景にエネルギー問題のみならず環境問題について関心が高まっております。工場等の産業部門はもとより商業ビル、スーパーマーケット等の業務部門においても風力、太陽光などのクリーンエネルギーの導入により原油高によるコスト高をカバーしようとする動きが広がっております。

このような環境の中、当社グループは、「省エネルギー支援サービス事業」、「グリーンエナジー事業」、「電力ビジネス事業」の「3つのESCO領域」のもとに環境と経済の両立の達成にむけて各事業のシナジー効果を高めるべく各事業を推進してまいりました。

各事業セグメント別の状況は次のとおりです。

(省エネルギー支援サービス事業)

省エネルギー支援サービス事業につきましては、前年度の重大故障の教訓を踏まえ顧客企業の工場におけるコージェネレーション発電設備及び付属機器の整備を実施したことにより、当年度の設備稼働は堅調に推移いたしました。しかしながら、燃料価格の高止まりに伴いオンサイト発電事業案件の減少や既存のオンサイト発電量の抑制、業務系施設への省エネルギー支援サービスの競争の激化、案件の小口化等により同事業セグメントの受注は、当社計画を下回る結果となりました。このような事業環境の変化に対応すべく、新規案件の契約時における初期利益獲得型の事業モデルを長期ランニング収益重視のモデルへと転換を開始いたしました。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」の施行に伴い、温室効果ガス排出量の報告が義務付けられたことを受け排出量管理を総合的に支援するサービスを開始いたしました。

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比較して若干減少し5,264,409千円(前年同期比12.7%減)となりましたが、営業損益では463,653千円の利益(前年同期368,178千円の損失)となりました。

(グリーンエナジー事業)

グリーンエナジー事業におきましては、上半期において㈱岩国ウッドパワー岩国発電所の操業が不安定な状態でしたが、平成18年11月の大幅な改修工事の実施後は現在まで大きなトラブルも無く順調に操業を続けております。 ㈱白河ウッドパワー、㈱日田ウッドパワーにつきましては、運転開始の初期段階において出力を若干抑制したため売電量が当初計画に対して減少いたしましたが、㈱岩国ウッドパワーでの教訓を踏まえて現在まで大きな設備のトラブルも無く順調に操業しております。引続き3基のバイオマス発電所の操業の安定化に向けた取組みを継続してまいります。

当連結会計年度の売上高は、3基のバイオマス発電所の稼働により大幅に増加し1,918,861千円(前年同期比471.0%増)となり、営業損益は81,199千円の利益(前年同期273,514千円の損失)となりました。 (電力ビジネス事業)

電力ビジネス事業におきましては、前年度の関西地区の電力小売事業の開始に続き、関東地区でも電力小売事業を開始いたしました。上半期については契約の獲得を慎重に進めたことにより収益計画に遅れが生じたものの、年度末には関東地区も関西地区と同等の契約高を確保することができました。

電力小売用発電所につきましては、前年度に操業を開始した㈱フェスコパワーステーション滋賀の守山発電所に 続き、平成18年10月に群馬県太田市の㈱フェスコパワーステーション群馬の太田発電所が操業を開始いたしまし た。また、現在建設中の㈱中袖クリーンパワーの発電所は平成19年10月の操業開始に向けて工事が順調に進捗して おります。

当連結会計年度の売上高は、大幅に増加し4,084,875千円(前年同期比390.4%増)となりましたが、営業損益は175,661千円の損失(前年同期131,177千円の損失)となりました。

以上の結果、連結全体の売上高は10,572,288千円(前年同期比51.7%増)、営業利益は88,849千円(前年同期1,182,832千円の損失)、経常利益は12,762千円(同1,226,912千円の損失)、当期純利益は218,396千円(同2,031,629千円の損失)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、税金等調整前当期純利益がプラスに転じ営業キャッシュ・フローが増加するとともに、㈱日田ウッドパワー、㈱白河ウッドパワー及び㈱中袖クリーパワーの発電所設備の投資で資金を支出したことにより、前年同期と比較して437,616千円増加し、当連結会計年度末では3,914,218千円(前年同期比12.6%増)となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、税金等調整前当期純利益がプラスとなり、減価償却費等の非資金科目の戻し入れがあるものの、売上債権の増加や仕入債務の減少により支出が増加した結果、906,492千円(前年同期比41.4%増)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、6,950,353千円(前年同期比35.0%減)となりました。これは主として、㈱日田ウッドパワー、㈱白河ウッドパワーのバイオマス発電所及び㈱中袖クリーンパワーのガスタービン発電設備の建設に係る有形固定資産の取得による支出です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、6,481,477千円(前年同期比32.5%減)となりました。主な要因は投資活動に支出した資金の調達のため主要取引金融機関と締結している貸出コミットメント型シンジケート・ローンの借入実行と新株予約権の行使による株式発行収入です。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

省エネルギー支援サービス事業では、サービスの提供にあたり製品の生産は行っておりませんので、生産実績について記載すべき事項はありません。グリーンエナジー事業、電力ビジネス事業における生産は、それぞれの事業における発電所の発電であり、その実績は次のとおりです。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) | | | | |
|----------------|--|--|--|--|--|
| グリーンエナジー事業 | 発電実績(MWh) 154,248 | | | | |
| 電力ビジネス事業 | 25, 231 | | | | |
| 合計 | 179, 480 | | | | |

グリーンエナジー事業の発電実績は、㈱岩国ウッドパワー、㈱日田ウッドパワー、㈱白河ウッドパワーの木質バイオマス発電所より送電された電力です。

電力ビジネス事業の発電実績は、㈱フェスコパワーステーション滋賀、㈱フェスコパワーステーション群馬の発 電所より送電された電力です。

(2) 受注状況

省エネルギー支援サービス事業においては、顧客の需要に応じてサービスを提供いたします。また、グリーンエナジー事業及び電力ビジネス事業においても、顧客の需要に応じてサービスを提供いたします。いずれも、受注販売の方式を採用しておりませんので、受注状況について記載すべき事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

| 事業の種類別セグメントの名 | 3称 | 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) | 前年同期比(%) | |
|----------------|--------|--|----------|--|
| 省エネルギー支援サービス事業 | (千円) | 5, 264, 409 | 87. 3 | |
| グリーンエナジー事業 | (千円) | 1, 223, 003 | 667.6 | |
| 電力ビジネス事業 | (千円) | 4, 084, 875 | 537. 4 | |
| 合計 | (千円) | 10, 572, 288 | 151.7 | |

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
 - 2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

| 相手先 | *** | 会計年度 年7月1日 年6月30日) | 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) | | | |
|------------|-------------|--------------------------|--|-------|--|--|
| | 金額(千円) | 割合(%) | 金額(千円) | 割合(%) | | |
| 株式会社ブリヂストン | 1, 155, 309 | 16. 6 | 1, 204, 634 | 11.4 | | |

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループでは、「環境と経済が両立する社会づくりへの貢献」を企業理念に掲げ、省エネルギー支援サービス事業のほか木質バイオマスを燃料とする発電所の開発、同発電所から供給される電力の小売事業を通じ事業領域を拡大してまいりました。しかしながら、近年の原油価格の高止まり、省エネルギー産業・リサイクル産業への様々な業種からの参入等により、会社をとりまく環境は当初の展望よりさらに厳しいものへと変化しております。

これらの外部環境に即応し獲得すべき利潤を維持するため、ビジネスモデルの再構築とより効率的、機動的な組織の運営が必要と認識しております。このため、今まで培ってきた省エネルギー、新エネルギーに対する技術ノウハウをベースに、新たな商品戦略の開拓とそれを担う事業組織の再編成を当面の課題と考えております。

なお、当社グループの各事業セグメント別の対処すべき課題は次のとおりです。

<省エネルギー支援サービス事業>

顧客企業のオンサイト発電設備の安定稼動はもちろんのこと、最適なエネルギーポートフォリオの構築、発電設備 以外の環境リサイクル設備等の提案により、より高いレベルでのエネルギーサービスを提供することを課題としてお ります。

また、業務系施設を対象とした省エネルギー支援サービスについては、従来の商業施設などを中心とした展開に加え、産業施設や各種の多店舗型業態への展開に注力していく方針です。加えて、環境負荷軽減に向けた多様なサービスの拡充により、他社との一段の差別化を図っていくことが課題であると認識しております。

これらの課題を解決すべく機動的な組織を構築し効率的な運営をすることが同事業全体の課題であると認識しております。

<グリーンエナジー事業>

当連結会計年度において、3基の木質バイオマス発電所が稼働しております。これらの発電所の安定稼働、さらなる収益性の向上のため良質の燃料の確保と灰処理コストの低減が重要な課題です。

今後のグリーンエナジー事業の中長期的な展望では、これまでの3基の木質バイオマス発電所建設の経験を活かし、木質チップに加えてその他のバイオマス燃料を活用した、より効率的な発電所の開発が必要であると認識しております。

<電力ビジネス事業>

今後の展開として関西地区、関東地区のサービス拡充はもとより、その他の地域への事業領域拡大が課題である と認識しております。また、事業領域拡大に伴い安価で安定的な電源の確保が重要な課題です。

こうした状況のもと、平成19年10月に㈱中袖クリーンパワーの発電所を予定通り立ち上げ、関東地区における営業基盤の拡充を図ることが当面の課題と認識しております。

これらの個別事業それぞれの課題に対応し、全体としての事業規模拡大と収益性の向上を目指すため、機動的な組織運営を展開してまいります。

4【事業等のリスク】

「事業等のリスク」には、当社グループの財政状態、経営成績並びに現在及び将来の事業等に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社が入手可能な情報等に基づいて判断したものです。

(1) 顧客指向型ESCO事業(省エネルギー支援サービス事業)について

①パフォーマンス契約であること

顧客指向型ESCO事業は、対象施設全体のエネルギー使用状況に関する調査、診断、コンサルティングから施工、維持管理、その後の効果の測定・検証の提供までを一貫して行い、実施した省エネルギー対策について、一定の省エネルギー効果を保証するものです。

ギャランティード・セイビングス契約は、ESCO事業者による省エネルギー方策の提案に基づき、顧客企業が省エネルギー設備の投資を実施し、資金調達も顧客企業が行うものです。ESCO事業者は、省エネルギー設備導入による効果を測定・検証します。

シェアード・セイビングス契約は、ESCO事業者が顧客企業に代わり省エネルギー設備の設備投資を行うものであり、省エネルギー設備導入により生じる顧客企業におけるコスト削減効果を、顧客とESCO事業者が分けあうものです。当社グループにおける契約形態は、シェアード・セイビングス契約が中心となっております。

ギャランティード・セイビングス契約及びシェアード・セイビングス契約はいずれも、一定のエネルギー削減効果をESCO事業者が保証するパフォーマンス契約を包含しており、一定の省エネルギー効果が実現できない場合には、ESCO事業者は顧客企業に対してパフォーマンス契約に基づく省エネルギー保証値を補償するリスクを負っております。

またシェアード・セイビングス契約は、ESCO事業者が顧客に代わり省エネルギー設備の投資を行うため、顧客信用力に起因する設備投資に係る回収リスクを潜在的に内包しております。当社グループにおいては、小型案件の一部例外を除いて、金融機関との間で当該回収リスクは金融機関が負うノン・リコース型ファイナンス契約を組成することにより、顧客の倒産リスクを回避しております。

②電力価格の変動について

顧客企業におけるエネルギー使用量の削減によるエネルギー・コストの削減は、電力単価が変動することによって影響を受けることになります。一般に電力単価の上昇はエネルギー・コスト削減額の増加につながり、反対に電力単価の下落はエネルギー・コスト削減額の減少につながります。顧客指向型ESCO事業では、エネルギー・コストの削減額が省エネルギー設備への投資効果に影響するため、電力単価の変動によっては顧客指向型ESCO事業による省エネルギー対策の効果が希薄化し、又は失われることにより当社グループの提案が採用されず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③燃料価格の変動について

顧客指向型ESCO事業の一つのサービス・メニューとしてオンサイト発電サービスがあります。本サービスは、ESCO事業者が顧客に代わり自家発電設備への投資を行い、自家発電設備の運転・維持管理を代行し、顧客に電力等を供給するものです。

本サービス実施のためには、重油・LNG等の発電用燃料を当社グループが調達する必要があります。重油・LNG等の燃料価格は、世界的な原油需要や産油国の動向により変動しますが、燃料価格の高止まり又は著しい高騰等の事象が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④設備の安定稼動について

当社グループが保有するオンサイト発電設備(自家発電代行サービス用設備)等の運営においては、設備が安定稼動するようにメーカー及びメンテナンス会社と十二分に協議を重ね、保守・点検を実施し、運営を行っております。しかしながら、当社グループの想定外の理由に伴い、計画した稼動を行うことが出来ず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 環境再生型ESCO事業(木質バイオマス等を燃料とする発電事業)について

我が国においては、発電分野における新エネルギー導入支援のための方策が進められ、平成13年12月の新市場拡大措置検討小委員会報告書を受けて、平成14年6月には「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(通称RPS法注)が公布され、平成15年4月1日より施行されました。

(注) RPSとは、Renewable Portfolio Standardの略語で、証書を用いた再生可能エネルギーの導入基準制度と説明されています。RPS法によれば、経済産業大臣は新エネルギー等電気(風力、太陽光、バイオマス、中小水力等の新エネルギーを変換して得られる電気)の利用目標を定め、電気事業者(一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者)に対して、毎年度その販売電力量に応じ一定割合以上の新エネルギー等電気の利用を義務づけております。電気事業者は、義務を履行するに際して、(a)自ら新エネルギー等電気を発電する、(b)他から新エネルギー等電気を購入する、(c)他から新エネルギー等相当量(以下、「RPS価値」)を購入する、のいずれかを選択することが認められます。電気事業者が正当な理由なく義務を履行しない場合には、経済産業大臣は期限を定めて義務を履行する旨の勧告または命令を行うことができます。

この新エネルギー導入支援制度を背景として、当社グループにおいては、再生可能な自然エネルギーを商業的に 電力に変換する事業の開発を進めております。

(i) 木質バイオマスをエネルギー源とする発電事業について

現在までに、バイオマス・エネルギーの中でも特に木質バイオマス(以下、「バイオマス燃料」)をエネルギー源とした発電所を、山口県岩国市、大分県日田市、福島県白河市の3ヵ所で操業しております。これら3つの発電所については、国の「新エネルギー事業者支援対策事業」の認定を受けています。

①バイオマス燃料の確保について

バイオマス発電所の運営においては、安定的なバイオマス燃料の供給を確保することが重要です。当社グループが燃料として使用するバイオマス燃料は、伐採木を集材・造材する際に排出される枝条・末木及び根元部分などの林地残材、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材、建築解体現場から排出される建築廃材を粉砕加工したものです。当社グループは、木質バイオマス燃料製造会社(以下、「燃料製造会社」)からバイオマス燃料を購入いたします。安定的なバイオマス燃料の供給を確保するために、燃料製造会社との間で発電所の運転に必要なバイオマス燃料の供給を受けることを約した契約書や合意書を取り交わしておりますが、自然災害等の不測の事態により、燃料製造会社からバイオマス燃料の供給が中断する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

②バイオマス燃料の品質の確保について

バイオマス発電所の運営においては、安定的なバイオマス燃料の供給を確保することと共に、その品質の安定化が重要です。

当社グループは、上述の通り燃料製造会社と安定供給のための契約書や合意書を取り交わし、バイオマス燃料を購入いたしておりますが、自然災害等の不測の事態により、想定された規格に満たない品質の燃料、もしくは燃料に異物が混入した場合には、発電設備に重大な損傷を与える可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③設備の安定稼動について

バイオマス発電所の運営においては、設備が安定稼動するようにメーカー及びメンテナンス会社と十二分に協議を重ね、保守・点検を実施し、運営を行っております。しかしながら当社グループの想定外の理由に伴い、計画した発電を行うことが出来ず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(ii) 木炭製造事業について

平成18年10月より、かねてより大分県日田市において同地域の原木市場や製材所で大量に発生し処理に困っているスギ等の樹皮を原料に粉炭を製造する設備を建設し、木炭製造を開始しております。当事業については、平成18年8月に大分県より循環型環境産業創出事業助成事業として認定を受けております。

新規にこうしたバイオマス燃料の製造に着手することで、廃棄系有機資源類のリサイクルが可能となり、循環型 社会の実現に解決策の一つを提供します。

①製造した燃料の品質確保について

木炭製造事業においてその成果物が一定の品質を確保できない場合、その設備投資の投資負担額増加や投資額の 回収及び販売予定に遅延が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 市場取引型ESCO事業(電力小売事業及び電力の市場取引業)について

平成12年3月に電気事業法が改正されて以降、電力会社以外に対しても電力市場が開放され電力の小売を行うことが段階的に認められるようになりました。

平成12年3月からは特別高圧で電気の供給を受ける大口需要家への電力小売が自由化され、電力総需要の30%に相当する市場が自由化されました。平成16年4月には高圧で電力の供給を受ける需要家まで自由化の範囲が拡大され、平成17年4月からは、さらに自由化の範囲が拡大され電力総需要の約60%まで電力小売が可能となりました。これら電力の小売自由化の進捗を受けて、当社グループでは、電力小売の事業開発を進めております。

小売自由化の対象範囲となった電力の小売価格は、競争により決定されることとなったため、電力小売価格は下がる傾向にあります。また電力の小売自由化の対象とならない部分についても、一般電気事業者(注)は電気料金を段階的に引下げてきました。

(注) 一般電気事業者

一般電気事業を営むことにつき、経済産業大臣の許可を受けた者を指します。東京電力株式会社、関西電力株式会社、中部電力株式会社等の10社が該当します。各一般電気事業者は、それぞれ自社の供給区域を有し、一般の需要に応じて電気を供給しております。

①電力小売価格について

当社グループは、一般電気事業者の電力小売価格の引下げを前提として事業計画を立案し実施しておりますが、 当社グループが予想する電力小売価格の引下げよりもさらに著しい引下げがあった場合には、当社グループの事業 計画、事業運営及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、電力小売用電源の開発に係る資金調達が必要となった場合、その時点における金融情勢、当社グループの信用状態又はその他の要因のために当社グループが必要資金を適時に適切な条件で調達することができなければ、当社グループの事業展開及び収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

②設備安定稼動について

当社グループは、電力小売用電源の運営において、設備が安定稼動するようにメーカー及びメンテナンス会社と 十二分に協議を重ね、保守・点検を実施し、運営を行っておりますが、当社グループの想定外の理由に伴い、計画 した発電を行うことが出来ず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

③需給管理について

当社グループは、電力販売先の需要動向を予測し、当社グループ所有の電源設備からの発電、一般電気事業者等との契約電源及び電力小売市場等から必要電力の調達及び余剰電力の売却を行うことで、需給管理を行っております。

しかしながら、当社グループの想定し得ない事態によって需給管理にミスマッチが生じ、当社グループが計画していた価格での電力小売取引が行えない場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④燃料価格の上昇について

当社グループの所有する電源設備は、重油・LNG等の発電用燃料を使用するものがあります。重油・LNG等の燃料価格は、世界的な原油需要や産油国の動向により変動しますが、燃料価格の高止まり、又は著しい高騰等の事象が発生し、当社グループの想定した以上の燃料価格の上昇が発生した場合には、当社の事業計画、事業運営及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害及び不測の事故等について

当社グループが保有するオンサイト発電設備(自家発電代行サービス用設備)及び現在建設中及び将来建設するバイオマス発電所や電力小売用電源の発電所は、自然災害、人為的なミス、テロ、燃料供給の中断又はその他の不測の事態により、事業運営に支障を来たし、ひいては顧客企業、周辺地域に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 国のエネルギー政策の転換または国際社会情勢の変化について

現在、我が国はエネルギー政策基本法に基づき省エネルギーの推進、新エネルギーの導入を進めております。また国際社会においては、気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき温室効果ガスの削減が取り組まれております。同条約の京都議定書は、これをロシアが正式に批准したことにより、平成17年2月16日に発効し、国際社会における温暖化ガス削減に向けた実効性のある取組みが確立されることになりました。

我が国のエネルギー政策に大幅な変更がなされるとは考え難い状況にありますが、仮にこれらの基本方針が大幅に変更された場合には、当社グループの事業運営や業績に悪影響を及ぼす可能性が高いと思われます。

(6) 法的規制について

当社グループの事業の一部は、「電気事業法」による規制を受けており、本法規を遵守する義務があります。

また経済産業省資源エネルギー庁が実施する新エネルギー事業者支援対象補助金や独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が実施するエネルギー使用合理化事業者支援事業補助金等の交付を受けております。したがって、国の補助金の適正運用を定めた「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けます。

当社グループが保有するオンサイト発電設備においては、廃油(エンジンオイル)の処理が必要であり、当社グループは排出者として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守する義務があります。

当社グループがこれら法律及び規制を遵守できなかった場合には、当社グループの事業運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、役員、従業員及び業務委託者に対するインセンティブを目的としてストックオプション制度を導入しております。旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権及び旧商法の第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を当社グループの役員、従業員及び業務委託者に対して付与しております。

現在付与している新株予約権に加えて、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度は、グリーンエナジー事業における新たな木質バイオマス発電所(㈱白河ウッドパワー、㈱日田ウッドパワー)及び、電力ビジネス事業における電力小売用発電所(㈱フェスコパワーステーション群馬)が、いずれも平成18年10月、11月に運転を開始し、順調に稼働いたしております。電力小売事業では、㈱白河ウッドパワー、㈱フェスコパワーステーション群馬の発電電力を背景に、関東地区において電力の小売りを開始しております。現在建設中の㈱中袖クリーンパワーの発電所の稼働を平成19年10月に予定しており、さらなる顧客獲得を推進してまいります。

また、当連結会計年度は当社グループの経営効率の改善と収益基盤の強化を目指し、事業と組織の再編への取組みをスタートさせました。現在までに木質バイオマス発電所の持株会社であった㈱グリーンエナジーホールディングスと、㈱袖ヶ浦ウッドパワーを整理いたしました。これに関連して、グループとして一層の効率的な運営ができるよう木質バイオマス発電子会社を当社の直接持分子会社へと再編いたしました。

このほか、前連結会計年度に発生した顧客工場におけるコージェネレーション発電設備の故障及び木質バイオマス発電所(㈱岩国ウッドパワー)における設備の初期不調の対策実施に伴ない生じた損失については、メーカー、メンテナンス会社、損害保険会社への損害額求償等の補填額が確定し、特別利益に計上いたしました。

これは、前連結会計年度において対策実施額を合理的な見積り額である設備改善費用引当金として計上していたこと、故障原因の究明に相当期間の経過が必要であったことに起因して、実際に発生した費用と引当金計上額との差額及び保険金の受取額を当年度の収益として計上したことによるものです。

(2) 戦略的現状と見通し

当社グループにおける3つの事業セグメント(省エネルギー支援サービス事業、グリーンエナジー事業、電力ビジネス事業)の事業基盤は、中期経営計画(3年計画)のとおり整備されつつあります。しかしながら、前連結会計年度に発生した顧客工場におけるコージェネレーション発電設備の故障や木質バイオマス専焼発電所(岩国ウッドパワー)における設備の初期不調などの想定外の事態に収益面では大きく立ち遅れるという結果になりました。

当社グループでは、こうした不測の事態及び依然として高止まりを続ける燃料価格等の外部環境の変化に対応するべく、現在のビジネスモデルをより効率的に、かつ、安定的に発展させることを主眼として事業の運営を実施してまいります。各事業セグメントにおける活動の方針及び状況は次のとおりです。

(省エネルギー支援サービス事業)

省エネルギー支援サービス事業については、引き続きオンサイト発電事業における設備の安定稼働、及び業務系施設向けのサービス拡充に注力してまいります。加えて、従来はターゲットとして商業系施設に比重を置いておりましたが、これを一部の工場等生産系の施設に対する省エネルギー提案に重点を移してまいります。こうした方針は、温暖化ガスの排出削減ニーズの高まりに呼応した事業戦略へのシフトです。

(グリーンエナジー事業)

グリーンエナジー事業においては、最重点の課題として3基の木質バイオマス発電所の安定的な稼働を推進してまいります。これは設備としての安定に加え、燃料調達の更なる量的及び質的な充実を目指すものです。また、平成20年6月期につきましては、新たなバイオマス発電所の計画を推し進めてまいります。これは既稼働の3基のバイオマス発電所に対し、木質燃料以外のバイオマス燃料にも対応しうる設備を検討しております。

(電力ビジネス事業)

電力ビジネス事業については、引き続きサービスのボリューム、地域などの充実を図ってまいります。平成19年10月には中袖クリーンパワー発電所の稼働を予定しており、現在試運転を進めております。同発電所の稼働により関東地区における当社グループの電力供給力は大幅に増強され、電力需給契約についても大きく拡大していく見込みです。さらに平成20年8月には現在新潟県に建設中の新潟ニューエナジー発電所(仮称)の稼働を予定しております。

(3) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は7,332,298千円(前年同期比1,344,449千円増)となりました。主要な増加要因は、借入金や売上債権の回収による現預金及びグリーンエナジー事業の発電所稼働に係るたな卸資産の増加等です。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は26,985,856千円(前年同期比2,797,127千円増)となりました。主な増加要因としては、グリーンエナジー事業及び電力ビジネス事業の発電設備の取得によるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は4,911,506千円(前年同期比709,052千円減)となりました。前連結会計年度末では子会社の発電設備等に係る補助金の受入、同設備に係る未払金、省エネルギー支援サービス事業の設備改善費用引当金の計上等があったことに比べ、当連結会計年度ではいずれも大幅に減少したことが主な要因です。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は21,522,098千円(前年同期比3,456,857千円増)となりました。主な要因は、グリーンエナジー事業及び電力ビジネス事業の発電設備に係る借入金の増加です。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産の部は7,884,549千円(前年同期比1,393,770千円増)となりました。主な増加要因としては、新株予約権の行使による資本金及び資本準備金の増加です。

(4) 経営成績の分析

(売上高及び売上原価)

「1 業績等の概要、(1)業績」に記載したとおりです。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は944,129千円(前年同期比90,399千円減)となりました。主な減少要因としては、子会社の発電所稼働により、それまで販売費及び一般管理費に計上されていた人件費関連費用が売上原価への計上となったこと等です。

(営業外収益及び営業外費用)

当連結会計年度における営業外収益は115,093千円(前年同期比90,143千円増)、営業外費用は191,180千円(前年同期比122,149千円増)となりました。営業外収益増加の主な要因は、子会社の発電所設置に係る地方公共団体による奨励金の受入と設備故障に関する瑕疵責任の補償受入であります。営業外費用の主な増加要因は、子会社の発電設備に係る借入金の利息です。

(特別利益及び特別損失)

当連結会計年度においては、省エネルギー支援サービス事業のオンサイト発電設備の故障に係る設備改善費用引当金の戻し入及び同故障の対する保険金の受取額を特別利益として計上しております。この結果、当連結会計年度における特別利益は303,695千円(前年同期比同額増)、特別損失38,329千円(前年同期比476,665千円減)となりました。

第3【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては5,163,502千円の設備投資を実施いたしました。主な内容はグリーンエナジー事業の㈱白河ウッドパワー、㈱日田ウッドパワーのそれぞれ木質バイオマスを原料とする発電所の建設及び電力ビジネス事業の㈱中袖クリーンパワーの発電設備の取得です。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備の状況は、次のとおりです。 提出会社

(1) 当社が顧客の敷地内にて所有する省エネルギー支援サービス事業用の設備(平成19年6月30日現在)

| 事業の種類別セグメント | | | 帳 |) | 従業員数 | |
|------------------------------|-----------|----------------|--------------|--------------|-------------|-----|
| 事業の 性 規則 ピクアンド の名称 | 所在地 | 設備の内容 | 建物及び構 築物 | 機械及び装 置 | 合計 | (名) |
| 省エネルギー支援サービ ス事業 | 福岡県(1ヶ所) | オンサイト 発電用資産 | 310, 979 | 2, 578, 773 | 2, 889, 753 | _ |
| 省エネルギー支援サービ ス事業 | 群馬県(4ヶ所) | オンサイト 発電用資産 | 200, 119 | 1, 281, 829 | 1, 481, 949 | _ |
| 省エネルギー支援サービ ス事業 | 愛知県(3ヵ所) | オンサイト 発電用資産 | 169, 269 | 1, 054, 951 | 1, 224, 220 | _ |
| 省エネルギー支援サービ ス事業 | 長野県(3ヵ所) | オンサイト 発電用資産 | 121, 204 | 1, 076, 935 | 1, 198, 140 | - |
| 省エネルギー支援サービ ス事業 | 兵庫県(1ヶ所) | オンサイト 発電用資産 | 31, 547 | 903, 944 | 935, 492 | _ |
| 省エネルギー支援サービ ス事業 | 埼玉県(1ヶ所) | オンサイト 発電用資産 | 99, 900 | 645, 748 | 745, 649 | - |
| 省エネルギー支援サービ ス事業 | 山口県(1ヵ所) | オンサイト 発電用資産 | 53, 323 | 778, 470 | 831, 794 | _ |
| 省エネルギー支援サービ ス事業 | 茨城県(1ヵ所) | オンサイト 発電用資産 | 79, 897 | 427, 331 | 507, 228 | _ |
| 省エネルギー支援サービ ス事業 | 栃木県(1ヵ所) | オンサイト 発電用資産 | 87, 316 | 385, 290 | 472, 606 | _ |
| 省エネルギー支援サービ ス事業 | 佐賀県(1ヵ所) | オンサイト 発電用資産 | 75, 908 | 363, 806 | 439, 714 | _ |
| 省エネルギー支援サービ ス事業 | その他(10ヵ所) | オンサイト 発電用資産 | 78, 781 | 995, 901 | 1, 074, 682 | _ |
| 合 ፤ | 計(27ヵ所) | 1, 308, 249 | 10, 492, 982 | 11, 801, 232 | | |

⁽注) その他に、オペレーティング・リース取引、及びファイナンス・リース取引に基づく省エネルギー支援サービス事業資産があり、その未経過リース料は2,478,920千円です。

(2) 当社が本社及び事業所にて所有する自社用の設備(平成19年6月30日現在)

| | 事業の種類 | | 帳 | 簿価額(千円 | | 賃借事務 | |
|----------------|------------------------|-------------|-------------------|---------|-------------|-----------|--------|
| 事業所名 別セグメントの名称 | 設備の内容 | 建物及び 構築物 | 工具、器 具及び備 品 | 合計 | 従業員数 (名) | 所面積 (㎡) | |
| 本社 (東京都中央区) | 管理業務 | 本社設備 | 9, 899 | 2, 191 | 12, 091 | 20 (1) | 786.8 |
| 本社 (東京都中央区) | 省エネルギ ー支援サー ビス事業 | 本社設備 | _ | 8, 708 | 8, 708 | 22 (0) | _ |
| 本社 (東京都中央区) | グリーンエ ナジー事業 | 本社設備 | _ | _ | | 7 (1) | _ |
| 本社 (東京都中央区) | 電力ビジネ ス事業 | 本社設備 | _ | 28, 568 | 28, 568 | 13 (1) | _ |
| 関西事業所 (大阪市西区) | 管理業務 | 支社設備 | 640 | _ | 640 | 4 (0) | 99. 7 |
| 九州事業所 (福岡市博多区) | 管理業務 | 支社設備 | _ | 51 | 51 | 2 (0) | 56. 5 |
| | 合 計 | | 10, 539 | 39, 520 | 50, 059 | 68 (3) | 943. 0 |

(注)従業員数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでおります。)は()外数で記載しております。

(3) 国内子会社(平成19年6月30日現在)

| | | 事業の種 | | | | | | | |
|---------------------------------|--------------------|----------------|-------------|---------------|-------------|----------|---------|-------------|-----------|
| 会社名 事業所 (所在地) | 類別セグ メントの 名称 | 設備の内容 | 建物及び 構築物 | 機械装置及 び運搬具 | 土地 | その他 | 合計 | (人) | |
| 株式会社岩国 ウッドパワー | 山口県 岩国市 | グリーンエ ナジー事業 | 発電所 | 812, 119 | 1, 784, 689 | 383, 183 | 10, 158 | 2, 990, 152 | 13 (0) |
| 株式会社日田 ウッドパワー | 大分県 日田市 | グリーンエ ナジー事業 | 発電所 | 863, 437 | 1, 779, 467 | 241, 961 | 23, 803 | 2, 908, 669 | 16 (1) |
| 株式会社白河 ウッドパワー | 福島県 白河市 | グリーンエ ナジー事業 | 発電所 | 862, 435 | 1, 559, 569 | 184, 434 | 18, 603 | 2, 625, 042 | 14 (1) |
| 日本森林燃料 株式会社 | 大分県 日田市 | グリーンエ ナジー事業 | 燃料製造 設備 | 27, 238 | _ | - | 1, 077 | 28, 315 | 0 (0) |
| 株式会社フェ スコパワース テーション滋 賀 | 滋賀県守山市 | 電力ビジネス事業 | 発電所 | _ | 734, 850 | _ | 8, 419 | 743, 269 | 0 (0) |
| 株式会社フェ スコパワース テーション群 馬 | 群馬県太田市 | 電力ビジネス事業 | 発電所 | 97, 231 | 848, 458 | - | 211 | 945, 902 | 0 (0) |

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでおります。)は()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。 なお、平成19年6月30日現在における重要な設備の新設の計画は次のとおりです。

(1) 重要な設備の新設

当社グループ国内子会社が建設及び計画中の電力ビジネス事業用の設備

| | | | 投資予定金額 | | | 着手及び完了予定 | |
|-----------|----------|-------|-------------|--------------|--------|----------|-------|
| 会社名 | 事業部門の名称 | 設備の内容 | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | 資金調達方法 | 着手 | 完了 |
| 株式会社中袖クリー | 電力ビジネス事業 | 発電所 | 8, 000, 000 | 3, 634, 076 | 自己資金、 | 平成 | 平成 |
| ンパワー | 电力にマホハ事来 | 光电// | 0, 000, 000 | 0,001,010 | 借入金 | 18年5月 | 19年9月 |
| 株式会社新潟ニュー | 電力ビジネス事業 | 発電所 | 1, 240, 000 | | 自己資金、 | 平成 | 平成 |
| エナジー | 电刀にマホク争未 | 光电別 | 1, 240, 000 | | 借入金 | 19年8月 | 20年7月 |

(2) 重要な除却等 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数 (株) | |
|------|--------------|--|
| 普通株式 | 250, 000 | |
| 計 | 250, 000 | |

(注) 平成19年9月20日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より 125,000株増加し、250,000株となっております。

②【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (平成19年6月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成19年9月21日) | 上場証券取引所名又は 登録証券業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|-----------------------------|------------------------|----|
| 普通株式 | 74, 786. 89 | 77, 786. 89 | 東京証券取引所 (マザーズ) | _ |
| 計 | 74, 786. 89 | 77, 786. 89 | _ | _ |

⁽注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストック・オプション)に関する事項は次のとおりです。

① 平成12年6月26日定時株主総会決議

| 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | | |
|--|---|---------------------------|
| 区分 | 事業年度末現在 (平成19年6月30日) | 提出日の前月末現在 (平成19年8月31日) |
| 新株予約権の数(個) | _ | _ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | _ | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 433 | 433 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 60, 000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成14年6月26日 至 平成22年6月26日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 60,000 資本組入額 60,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株引受権の割当を受けた者は、新株 引受権の行使時において、当社の役 員、従業員、出向社員、その他当社の 業務を担当していることを要する。 その他の行使条件は、当社と新株引受 権者で締結したストックオプション契 約書によるものとする。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株引受権の譲渡、質入れ、その他の 処分及び相続は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | _ | _ |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項 | _ | = |

② 平成13年6月25日定時株主総会決議

| 区分 | 事業年度末現在 (平成19年6月30日) | 提出日の前月末現在 (平成19年8月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | _ | _ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | _ | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 375 | 375 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 66,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成15年6月26日 至 平成23年6月26日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 66,000 資本組入額 66,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株引受権の割当を受けた者は、新株 引受権の行使時において、当社の役 員、従業員、出向社員、その他当社の 業務を担当していることを要する。 その他の行使条件は、当社と新株引受 権者で締結したストックオプション契 約書によるものとする。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株引受権の譲渡、質入れ、その他の 処分及び相続は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | _ |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項 | _ | _ |

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりです。

① 平成14年6月24日定時株主総会決議

| 区分 | 事業年度末現在 (平成19年6月30日) | 提出日の前月末現在 (平成19年8月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 55 | 55 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 275 | 275 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 66,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成16年 6 月25日 至 平成24年 6 月25日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 66,000 資本組入額 66,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、新株 予約権の行使時において、当社の役 員、従業員、出向社員、その他当社の 業務を担当していることを要する。 その他の行使条件は、当社と新株予約 権者で締結したストックオプション契 約書によるものとする。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入れ、その他の 処分及び相続は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | _ | _ |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項 | _ | - |

② 平成15年6月12日定時株主総会決議

| 区分 | 事業年度末現在 (平成19年6月30日) | 提出日の前月末現在 (平成19年8月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 39 | 39 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | _ | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 195 | 195 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 72,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成17年6月13日 至 平成25年6月12日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 72,000 資本組入額 72,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、新株 予約権の行使時において、当社の役 員、従業員、出向社員、その他当社の 業務を担当していることを要する。 その他の行使条件は、当社と新株予約 権者で締結したストックオプション契 約書によるものとする。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入れ、その他の 処分及び相続は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | _ | _ |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項 | - | _ |

③ 平成16年2月19日臨時株主総会決議

| 区分 | 事業年度末現在 (平成19年6月30日) | 提出日の前月末現在 (平成19年8月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 103 | 101 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | _ | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 515 | 505 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 100,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成18年2月20日 至 平成26年2月19日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 100,000 資本組入額 100,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、新株 予約権の行使時において、当社の役 員、従業員、出向社員、その他当社の 業務を担当していることを要する。 その他の行使条件は、当社と新株予約 権者で締結したストックオプション契 約書によるものとする。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入れ、その他の 処分及び相続は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | _ | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項 | - | _ |

④ 平成16年9月27日定時株主総会決議

| 区分 | 事業年度末現在 (平成19年6月30日) | 提出日の前月末現在 (平成19年8月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 166 | 162 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | _ | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 830 | 810 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 110, 000 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成18年 9 月28日 至 平成26年 9 月27日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 110,000 資本組入額 110,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、新株 予約権の行使時において、当社の役 員、従業員、出向社員、その他当社の 業務を担当していることを要する。 その他の行使条件は、当社と新株予約 権者で締結したストックオプション契 約書によるものとする。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入れ、その他の 処分及び相続は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | _ |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項 | _ | _ |

会社法に基づき発行した新株予約権は次の通りです。

| 区分 | 事業年度末現在 (平成19年6月30日) | 提出日の前月末現在 (平成19年8月31日) |
|----------------------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数 (個) | 200 | _ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | _ | _ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 3,000 | _ |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 各行使請求の効力発生日の前日までの 3連続取引日(但し、終値のない日は 除く)の株式会社東京証券取引所に値の 平均値(以下「平均終値」という)まで (当日で全む)の3連続取引日(但し、終値のない日はによりのののでは、 事当日のののでは、のののでは、 事が、割当を含む)の3連続取引日(は、 東京証券取引の終値の平均値(以下「要値で方法により算出された金額。 ①平均終値が、基準値以上である場合には、平均終値が、基準値以上である場合には、平均終値が、基準値未満である場合には、平均終値の92%に相当する金額。 ②平均終値が、基準値未満である場合には、平内未満の端数を切り上げた金額の1円未満の端数を切り上げた金額。 ただし上記①又は②により算出された金額が基準値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「下限である場合には、行使価額」という)を下下限である場合には、行使価額とする。 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成18年10月17日 至 平成20年10月17日 | 同左 |

| 区分 | 事業年度末現在 (平成19年 6 月30日) | 提出日の前月末現在 (平成19年8月31日) |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 上記「新株予約権の行使時の 払込金 額」に1株あたりの新株予約権の払込 金額(1,043円)を加えた金額。 資本組入額 会社計算規則第40条の定めるところに 従って算定された資本金等増加限度額 に0.5を乗じた金額とし、計算の結果 1円未満の端数を生じる場合はその端 数を切り上げた金額。 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできない。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入れ、その他の 処分及び相続は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | _ | _ |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項 | _ | _ |

(3) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| (4) 【光门預休八 | · M | - 1E | | | | |
|------------------------------------|-----------------------|------------------|-------------|---------------|----------------|-------------|
| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額 (千円) | 資本準備金残高(千円) |
| 平成15年6月28日 (注1) | 750 | 3, 082 | 270, 000 | 681, 600 | _ | _ |
| 平成16年3月6日 (注2) | 3, 200 | 6, 282 | 1,600,000 | 2, 281, 600 | _ | _ |
| 平成17年3月3日 (注3) | 1, 500 | 7, 782 | 446, 250 | 2, 727, 850 | 600,000 | 600, 000 |
| 平成17年4月4日 (注4) | 240 | 8, 022 | 71, 400 | 2, 799, 250 | 96, 000 | 696, 000 |
| 平成17年4月1日~ 平成17年6月30日 (注5) | 194 | 8, 216 | 61, 320 | 2, 860, 570 | _ | 696, 000 |
| 平成17年11月21日 (注6) | 32, 864 | 41, 080 | _ | 2, 860, 570 | _ | 696, 000 |
| 平成17年12月21日~ 平成18年1月19日 (注7) | 19, 729. 89 | 60, 809. 89 | 2, 500, 000 | 5, 360, 570 | 2, 500, 000 | 3, 196, 000 |
| 平成17年7月1日~ 平成18年6月30日 (注8) | 1, 496 | 62, 305. 89 | 109, 930 | 5, 470, 500 | _ | 3, 196, 000 |
| 平成18年7月1日~ 平成19年6月30日 (注8) | 481 | 62, 786. 89 | 35, 310 | 5, 505, 810 | _ | 3, 196, 000 |
| 平成18年7月1日~ 平成19年6月30日 (注9) | 12,000 | 74, 786. 89 | 644, 584 | 6, 150, 394 | 644, 584 | 3, 840, 584 |

- (注1) 有償第三者割当增資:発行価格360,000円、資本組入額360,000円
- (注2) 有償第三者割当增資:発行価格500,000円、資本組入額500,000円
- (注3) 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

発行価格 750,000円 引受価額 697,500円 発行価額 595,000円 資本組入額 297,500円 払込金総額 1,046,250千円

(注4) オーバーアロットメントによる第三者割当増資

発行価格750,000円割当価額697,500円発行価額595,000円資本組入額297,500円払込金総額167,400千円

- (注5) ストック・オプション (新株引受権及び新株予約権) の行使による増加です。
- (注6) 株式分割(1:5)による増加であります。
- (注7) 無担保転換社債型新株予約権付社債の株式転換による増加です。
- (注8) ストック・オプション (新株引受権及び新株予約権) の行使による増加です。
- (注9) 平成18年10月16日発行の第9回新株予約権の権利行使による増加です。

(5) 【所有者別状況】

平成19年6月30日現在

| | 株式の状況 | | | | | | | | |
|-----------------|------------------|--------------|--------|---------|--------|-------|---------|---------|--------------|
| 区分 | 政府及び地 方公共団体 金 | 金融機関 | 証券会社 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | 端株の状況 (株) |
| | | 並隴(残) | | | 個人以外 | 個人 | 個人での他 | пΙ | |
| 株主数(人) | - | 9 | 22 | 96 | 16 | 5 | 7, 489 | 7, 637 | - |
| 所有株式数 (株) | - | 3, 732 | 2, 169 | 10, 544 | 1, 931 | 12 | 56, 398 | 74, 786 | 0. 89 |
| 所有株式数の 割合(%) | _ | 4. 99 | 2. 90 | 14. 10 | 2. 58 | 0. 02 | 75. 41 | 100.00 | _ |

- (注)1. 自己株式6.89株は、「個人その他」及び「端株の状況」に含めて記載しております。
 - 2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、17株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年6月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) | |
|-------------------------------|---------------------|--------------|--------------------------------|--|
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内1-6-6 | 1,000 | 1. 34 | |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町1-2-10 | 918 | 1. 23 | |
| 石川島播磨重工業株式会社 | 東京都江東区豊洲 3-1-1 | 800 | 1. 07 | |
| 株式会社荏原製作所 | 東京都大田区羽田旭町11-1 | 800 | 1. 07 | |
| 三菱UF Jキャピタル株式会社 | 東京都中央区京橋 2-14-1 | 775 | 1.04 | |
| 株式会社明電舎 | 東京都品川区大崎 2 - 1 - 17 | 750 | 1.00 | |
| ジャフコ・ジー九 (ビー) 号投 資事業有限責任組合 | 東京都千代田区丸の内1-8-2 | 725 | 0. 97 | |
| ジャフコ・ジー九 (エー) 号投 資事業有限責任組合 | 東京都千代田区丸の内1-8-2 | 635 | 0.85 | |
| 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1-8-11 | 599 | 0.80 | |
| 住友電設株式会社 | 大阪府大阪市西区阿波座2-1-4 | 550 | 0.73 | |
| 計 | _ | 7, 552 | 10. 10 | |

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成19年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------|----------|----|
| 無議決権株式 | _ | _ | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | _ | _ | - |
| 議決権制限株式 (その他) | _ | _ | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 6 | _ | - |
| 完全議決権株式 (その他) | 普通株式 74,780 | 74, 763 | - |
| 端株 | 普通株式 0.89 | _ | - |
| 発行済株式総数 | 74, 786. 89 | _ | _ |
| 総株主の議決権 | _ | 74, 763 | _ |

⁽注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が17株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の個数17個が含まれておりません。

②【自己株式等】

平成19年6月30日現在

| 所有者の氏名又 は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合 計 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|------------------|---------------------|--------------|--------------|------------------|--------------------------------|
| 株式会社 ファーストエスコ | 東京都中央区京橋 二丁目9番2号 | 6 | _ | 6 | 0.0 |
| 計 | _ | 6 | _ | 6 | 0.0 |

(8) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ19の規定に基づき新株引受権を付与する方法及び旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は以下のとおりです。

旧商法第280条ノ19の規定に基づき新株引受権を付与する方法

① 平成12年6月26日定時株主総会決議

| 決議年月日 | 平成12年 6 月26日 |
|-------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 3 従業員 9 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) (注)1 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整 し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

2. 行使時に1株につき払込をすべき金額(以下、「行使価額」という。)は、権利付与日以降に当社が行使価額を下回る価額で新株式を発行する場合、及び株式分割または併合を行う場合には次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

(株式の分割または併合を行う場合)

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × _______ 分割・併合の比率

(行使価額を下回る価額で新株式を発行する場合)

| 新規発行株式数×1株当たり払込金額 | | 既発行株式数+ | 調整前行使価額 | | 調整前行使価額 | | 既発行株式数+新規発行による増加株式数 |

② 平成13年6月25日定時株主総会決議

| 決議年月日 | 平成13年6月25日 |
|-------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 3 従業員 9 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) (注) 1 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整 し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

2. 行使時に1株につき払込をすべき金額(以下、「行使価額」という。)は、権利付与日以降に当社が行使価額を下回る価額で新株式を発行する場合、及び株式分割または併合を行う場合には次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

(株式の分割または併合を行う場合)

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

(行使価額を下回る価額で新株式を発行する場合)

既発行株式数 + 新規発行株式数×1株当たり払込金額 調整前行使価額

調整後行使価額=調整前行使価額×一

既発行株式数+新規発行による増加株式数

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法

① 平成14年6月24日定時株主総会決議

| 決議年月日 | 平成14年6月24日 |
|-------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 3 従業員 18 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) (注)1 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整 し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

2. 行使時に 1 株につき払込をすべき金額(以下、「行使価額」という。)は、権利付与日以降に当社が行使価額を下回る価額で新株式を発行する場合、及び株式分割または併合を行う場合には次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

(株式の分割または併合を行う場合)

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

(行使価額を下回る価額で新株式を発行する場合)

| 既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たり払込金額 | 調整前行使価額 | 調整前行使価額 | 既発行株式数+新規発行による増加株式数 |

② 平成15年6月12日定時株主総会決議

| 決議年月日 | 平成15年6月12日 |
|-------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 5 監査役 1 従業員 33 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) (注)1 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整 し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

2. 行使時に1株につき払込をすべき金額(以下、「行使価額」という。)は、権利付与日以降に当社が行使価額を下回る価額で新株式を発行する場合、及び株式分割または併合を行う場合には次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

(株式の分割または併合を行う場合)

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

(行使価額を下回る価額で新株式を発行する場合)

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×
 既発行株式数 + 新規発行による増加株式数
 既発行株式数 + 新規発行による増加株式数

③ 平成16年2月19日臨時株主総会決議

| 決議年月日 | 平成16年2月19日 |
|-------------------------|----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 5 業務委託者 2 従業員 14 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) (注) 1 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整 し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

2. 行使時に1株につき払込をすべき金額(以下、「行使価額」という。)は、権利付与日以降に当社が行使価額を下回る価額で新株式を発行する場合、及び株式分割または併合を行う場合には次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

(株式の分割または併合を行う場合)

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

(行使価額を下回る価額で新株式を発行する場合)

調整後行使価額=調整前行使価額×一

④ 平成16年9月27日定時株主総会決議

| 決議年月日 | 平成16年9月27日 |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 1 監査役 1 業務委託者 3 従業員 53 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) (注)1 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整 し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

2. 行使時に1株につき払込をすべき金額(以下、「行使価額」という。)は、権利付与日以降に当社が行使価額を下回る価額で新株式を発行する場合、及び株式分割または併合を行う場合には次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

(株式の分割または併合を行う場合)

| 知事以外,在日本西 到事的共行。日本中西 >> | 1 | |
|-------------------------|-------------|--|
| 調整後行使価額=調整前行使価額× | 分割・併合の比率 | |
| (たけかみょ ナロッケルをごせかよ がた | - ナフ 48 人) | |

(行使価額を下回る価額で新株式を発行する場合)

| 新規発行株式数×1株当たり払込金額 | 既発行株式数+ | 新規発行株式数×1株当たり払込金額 | 調整前行使価額 | 調整前行使価額 | 既発行株式数+新規発行による増加株式数 |

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | | 当事業年度 | | 当期間 |
|---------------------------------|---------|------------|---------|------------|
| | 株式数 (株) | 処分価額の総額(円) | 株式数 (株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った 取得自己株式 | _ | _ | _ | _ |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | _ | _ | _ | _ |
| 合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式 | _ | _ | _ | _ |
| その他 (-) | _ | _ | _ | _ |
| 保有自己株式 | 6. 89 | _ | 6. 89 | _ |

3【配当政策】

当社グループの事業は多額の資金を必要とするものであり、経営計画が順調に進捗した場合は当分の間旺盛な資金需要が続くことが見込まれます。

株主の方々への利益還元には充分に配慮し経営を推進しておりますが、現時点におきまして最も重要なことは当社グループが持続的に成長発展を遂げることであるとの認識の下、事業展開に必要な資金の確保を優先的事項として捉え、当分の間配当は実施しない方針です。

なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定めております。また、毎事業年度における配当の回数については、中間配当として毎年12月31日、期末配当として毎年6月30日を基準日とするほか、別途基準日を定め配当を行うことができる旨を定めております。

4【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 | 第11期 |
|--------|---------|---------|---------|-------------|-------------|------------|
| 決算年月 | 平成15年3月 | 平成15年6月 | 平成16年6月 | 平成17年6月 | 平成18年6月 | 平成19年6月 |
| 最高 (円) | _ | _ | _ | 3, 720, 000 | 3, 040, 000 | 181,000 |
| | _ | _ | _ | (744, 000) | (608, 000) | (181, 000) |
| 最低 (円) | _ | _ | _ | 2, 270, 000 | 120, 000 | 58,000 |
| | _ | _ | _ | (454,000) | (120, 000) | (58, 000) |

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。なお、平成17年3月4日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
 - 2. 平成17年11月21日付で1株を5株(権利落日 平成17年9月27日)に分割しております。
 - 3. 表中の最高及び最低株価の()内数値は、株式分割による権利落後の株価です。なお、各事業年度の株価を比較するため、前事業年度以前について遡及して修正しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成19年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|--------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 最高 (円) | 113, 000 | 120, 000 | 91, 900 | 84, 100 | 71, 300 | 82, 400 |
| 最低 (円) | 96, 600 | 86, 500 | 84, 200 | 58, 000 | 60, 900 | 69, 300 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

5【役員の状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 所有株式数 (株) |
|-------------|------------|-------|--------------|--|--------------|
| 代表取締役 社長 | | 齋藤 晴彦 | 昭和16年9月9日生 | 平成7年6月 丸紅株式会社 取締役重電機本部長 平成11年7月 ベルギー国 コニットインターナショナル社社長 平成13年8月 有限会社エニット 代表取締役社長 平成14年3月 当社 顧問 平成15年6月 当社 専務取締役 グリーンエナジー事業部長 平成19年4月 当社 事業開発室長(現任) 平成19年5月 当社 代表取締役社長(現任) | 55 |
| 常務取締役 | 電力ビジネス事業部長 | 井上 雅晴 | 昭和17年11月19日生 | 平成6年4月 三菱商事株式会社 電力事業開発 部長 平成12年3月 ダイヤモンドパワー株式会社 代表取締役社長 平成15年6月 同社 常任顧問 平成16年7月 当社入社 電力ビジネス事業部長 平成16年9月 当社 常務取締役 電力ビジネス事業部長(現任) | 35 |
| 取締役 | 社長室長 | 島崎知格 | 昭和37年8月27日生 | 平成14年9月 三菱証券株式会社 部長代理 平成16年4月 株式会社ベストメディア 経営企画室長 平成17年6月 当社入社 経営企画室長 平成18年1月 当社 経営企画部長 平成18年5月 当社 管理部門管掌 平成18年9月 当社 取締役 管理部門管掌 平成19年7月 当社 取締役 社長室長(現任) | _ |
| 取締役 | | 石川 剛 | 昭和43年7月8日生 | 平成7年4月 外立法律事務所(現;外立総合法律事務所)アソシエイト 平成10年7月 柿本法律事務所パートナー 平成12年1月 柿本・石川法律事務所パートナー 平成15年6月 当社 取締役(現任) | 15 |
| 取締役 | | 岡本 洋三 | 昭和16年11月28日生 | 平成8年6月 東京ガス株式会社 | |
| 常勤監査役 | | 北澤 宏彦 | 昭和14年1月17日生 | 平成6年6月 日商岩井株式会社(現;双日株式会社)取締役(財務部門担当)平成9年6月 同社 常務取締役(財務部門担当) 平成11年6月 日商岩井保険サービス株式会社代表取締役社長 平成13年6月 日商岩井株式会社(現;双日株式会社)常勤監査役 平成16年4月 当社 常勤監査役(現任) | 40 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 所有株式数 (株) |
|-----|----|-------|--------------|---|--------------|
| 監査役 | | 中上 英俊 | 昭和20年3月11日生 | 昭和48年4月 株式会社住環境計画研究所 設立 所長 昭和51年1月 同社 代表取締役社長(現任) 平成15年6月 当社 監査役(現任) | 50 |
| 監査役 | | 上林 博 | 昭和20年11月23日生 | 昭和47年4月 東京地方検察庁 検事任官 昭和58年12月 法務大臣秘書官 昭和60年2月 法務省刑事局付検事 昭和63年1月 上林・野口法律事務所開設 平成15年9月 当社 監査役(現任) | - |
| | | | | 計 | 566 |

- (注) 1 取締役 石川 剛、岡本洋三は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 - 2 監査役 北澤宏彦、中上英俊、上林 博は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーより信頼を得る企業を目指すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

具体的には、経営の健全性、効率性及び透明性を高める観点より、経営の意思決定、業務執行及び監督、さらには内部統制等について適切な体制を整備、構築し、必要な施策を実施しております。これらの基本的な方針は次のとおりです。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに係る規程を制定し、取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、法務部門において、コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に取締役・使用人の教育等を行う。内部監査室は、法務部門と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査し、取締役会及び監査役会に報告を行う。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書または電磁的媒体を閲覧できるものとする。また、内部監査室は、文書管理規程遵守の状況を監査し、取締役会に報告を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、リスクを網羅的・総括的に管理する。また、内部監査室は、部署ごとのリスク管理の状況を監査し、取締役会に報告を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 以下の経営管理手法により、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 - a 職務権限及び意思決定ルールの策定
 - b 取締役の職務分担と事業部門ごとの業務分掌の明確化
 - c 業務執行取締役を構成員とする経営会議の設置
 - d 取締役会による中期経営計画の策定、これに基づく事業部門ごとの業績目標と予算の設定
 - e 経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施
- ⑤ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理 体制を構築する権限と責任を与えており、本社法務部門は、これらを横断的に推進し管理する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が使用人の中から専属補助人の設置要求を行った場合、取締役は、監査役会の意見を尊重する。

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。

取締役は、当該使用人の人事異動ならびに人事考課については、監査役会の意見を尊重する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - a 取締役は、次に定める事項を報告する。
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ロ. 経営状況として重要な事項
 - ハ. リスク管理に関する重要な事項
 - ニ. 重大な法令・定款違反
 - ホ. コンプライアンス上重要な事項
 - へ. 経営会議等の重要な会議の日程
 - b 使用人は、前項イ.及び二.に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
 - c 監査役が定期的に報告を求めることができる事項を、取締役・監査役間で決めることができる。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は取締役会及び監査役制度を採用しております。当社の取締役は12名以内、監査役は4名以内とする旨及び取締役、監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、事業年度における取締役の経営責任をよりいっそう明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、取締役の任期を1年とする旨定款に定めております。

取締役には会社法第2条第15号に定める社外取締役を2名、監査役には会社法第2条第16号に定める社外監査役を3名選任しております。

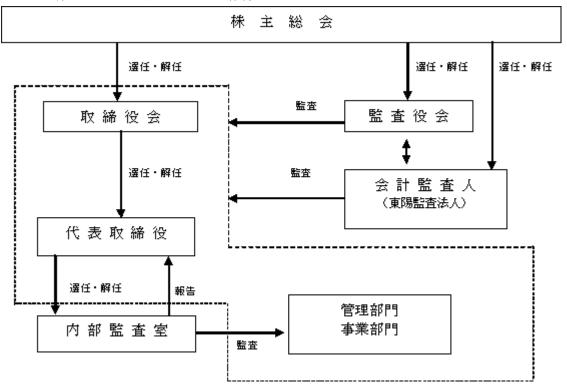
取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成され、経営方針、その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として運用されております。取締役会規則に基づき、定時取締役会を月1回開催しており、社外取締役も出席いたします。また、取締役会には3名の監査役も出席し、業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名により構成され、前述の取締役会への出席の他、業務、財務の状況の調査等を通じて、取締役の業務執行についての監査を行っております。

このほか当社は、常勤取締役3名及び常勤監査役1名からなる会議を機動的に開催し、取締役会の決議事項及び 重要事項について事前審議を行っております。

当社の内部統制につきましては、社内外の両視点からのチェック機能を有効に活かすべく、「会計監査人監査」「監査役監査」「内部監査室監査」の三様監査体制を構築いたしております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制



① 会計監査人監査

会計監査は株主総会において選任された東陽監査法人に委嘱しております。会計監査人は、取締役が作成した 財務諸表等により企業内容の適正性や財務諸表等の作成過程における内部統制の有効性等を評価し、財務諸表の 適否に係る意見表明を行うといった会計監査を実施し、これを受け当社では適切な開示に向けた会計処理の改善 等に努めております。

会計監査人は四半期毎に当社代表取締役及び常勤監査役に対し、当該期間における監査の実施状況及びその過程で気づいた留意点、改善点等を報告し、社内の統制整備に関する情報の交換を実施しております。代表取締役は、これを受け必要に応じて業務部門に対し改善の指示、命令を送達いたします。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

| 公認会計 | 十士の氏名等 | 所属する監査法人名 |
|----------------|--------|--------------------------|
| 指定社員 業務執行社員 | 高岡勲 | 東陽監査法人 |
| 指定社員 業務執行社員 | 君和田 安二 | 来 物 血且 仏 八 |

※継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

② 監査役監査

監査役監査においては、前述のとおり常勤監査役1名及び非常勤監査役2名による取締役の職務執行状況の監査を、会計上の会計監査のみならず取締役の行為全般にわたり業務監査を行っております。株主をはじめとする全てのステークホルダーを保護すべく、常時適法性、妥当性の確保に努めております。

監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画、職務分担等に従い、毎月実施の定例取締役会に出席するほか、定例取締役会の事前審議や業務部門で開催される業務連絡会等にも出席し事業環境の状況把握及び意思決定のプロセスについて監視いたしております。また、常勤監査役に対し報告される四半期毎の会計監査人の指摘事項は、他の監査役にも報告され監査役会の監査方針等へ反映されております。

③ 内部監査室監査

内部監査は、代表取締役社長に直属する部署として直接報告を行う内部監査室を設置しております。内部監査 専属のスタッフ1名は、内部監査規程に則って毎年度計画に基づき内部監査を実施するほか、法務部門2名と連携してコンプライアンスの状況を監査し、取締役会及び監査役会に報告しております。

(3) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(4) 自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財政政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法 第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

(5) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

(6) 取締役及び監査役の責任軽減

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる旨を定款で定めております。これは取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

(7) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要当社の社外取締役及び社外監査役と当社との間に利害関係はありません。

なお、当社と社外取締役石川 剛氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(8) 役員報酬及び監査法人に対する監査報酬について

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬、及び会計監査人に対する監査報酬は以下のとおりです。

役員報酬

| 取締役に支払った報酬 | 59,562千円 |
|------------|------------|
| (うち社外取締役) | (1,950千円) |
| 監査役に支払った報酬 | 11,927千円 |
| (うち社外監査役) | (11,927千円) |
| 計 | 71,489千円 |
| (うち社外役員) | (13,877千円) |

監査報酬

当社の会計監査人である「東陽監査法人」に対する報酬

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 20,000千円

なお、会計監査人への支払で上記以外の報酬はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。 以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成17年7月1日から平成18年6月30日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成18年7月1日から平成19年6月30日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成17年7月1日から平成18年6月30日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事 業年度(平成18年7月1日から平成19年6月30日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しておりま す。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成17年7月1日から平成18年6月30日まで)及び前事業年度(平成17年7月1日から平成18年6月30日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本監査法人により監査を受け、当連結会計年度(平成18年7月1日から平成19年6月30日まで)及び当事業年度(平成18年7月1日から平成19年6月30日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、東陽監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第10期(連結・個別) 新日本監査法人

第11期(連結・個別) 東陽監査法人

1【連結財務諸表等】

- (1) 【連結財務諸表】
 - ①【連結貸借対照表】

| | | 前〕 (平成 | 基結会計年度 18年 6 月30日) | | 当連結会計年度 (平成19年6月30日) | | |
|--|---------------|--------------|-----------------------|----------|-------------------------|--------------|---------|
| 区分 | 注記番号 | 金額 | (千円) | 構成比 (%) | 金額 | (千円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | | | |
| I 流動資産 | | | | | | | |
| 1. 現金及び預金 | ※ 1 | | 4, 220, 050 | | | 4, 760, 773 | |
| 2. 受取手形及び売掛金 | ※ 1, 5 | | 1, 103, 504 | | | 1, 852, 512 | |
| 3. 有価証券 | | | 99, 531 | | | _ | |
| 4. たな卸資産 | | | 191, 302 | | | 286, 564 | |
| 5. 繰延税金資産 | | | 39, 101 | | | 713 | |
| 6. その他 | | | 335, 159 | | | 432, 534 | |
| 貸倒引当金 | | | △800 | | | △800 | |
| 流動資産合計 | | | 5, 987, 849 | 19.8 | | 7, 332, 298 | 21. 4 |
| Ⅱ 固定資産 | | | | | | | |
| 1. 有形固定資産 | | | | | | | |
| (1) 建物及び構築物 | ※ 2 | 2, 470, 942 | | | 4, 375, 506 | | |
| 減価償却累計額 | | 228, 426 | 2, 242, 515 | | 394, 254 | 3, 981, 252 | |
| (2) 機械装置及び運搬具 | ※ 1, 2 | 16, 370, 839 | | | 20, 955, 631 | | |
| 減価償却累計額 | | 2, 370, 125 | 14, 000, 713 | | 3, 755, 613 | 17, 200, 018 | |
| (3) 工具、器具及び備品 | ※ 2 | 81, 084 | | | 146, 498 | | |
| 減価償却累計額 | | 20, 983 | 60, 101 | | 53, 123 | 93, 375 | |
| (4) 土地 | | | 687, 825 | | | 809, 579 | |
| (5) 建設仮勘定 | | | 6, 284, 927 | | | 3, 772, 404 | |
| 有形固定資産合計 | | | 23, 276, 083 | 77. 2 | | 25, 856, 630 | 75. 3 |
| 2. 無形固定資産 | ※ 2 | | 370, 519 | 1. 2 | | 327, 032 | 1.0 |
| 3. 投資その他の資産 | | | | | | | |
| (1) 投資有価証券 | | | 10,000 | | | _ | |
| (2) 破産債権、再生債権、更 生債権その他これらに準 ずる債権 | | | 1, 480 | | | _ | |
| (3) 長期前払費用 | | | 378, 027 | | | 527, 460 | |
| (4) 繰延税金資産 | | | _ | | | 10, 315 | |
| (5) その他 | | | 154, 028 | | | 264, 416 | |
| 貸倒引当金 | | | △1, 410 | | | _ | |
| 投資その他の資産合計 | | | 542, 127 | 1.8 | | 802, 192 | 2. 3 |
| 固定資産合計 | | | 24, 188, 729 | 80. 2 | | 26, 985, 856 | 78.6 |
| 資産合計 | | | 30, 176, 579 | 100.0 | | 34, 318, 154 | 100.0 |
| | | | | | | | |
| | | | | <u> </u> | | <u>l</u> | 1 |

| | | 前連結会計年度 (平成18年6月30日) | | 当連結会計年度 (平成19年6月30日) | |
|-----------------|------------|-------------------------|---------|-------------------------|---------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | | |
| I 流動負債 | | | | | |
| 1. 支払手形及び買掛金 | | 726, 595 | | 1, 002, 934 | |
| 2. 一年内返済予定長期借入金 | ※ 1 | 100, 369 | | 793, 423 | |
| 3. 未払金 | ※ 1 | 1, 308, 234 | | 651, 264 | |
| 4. 一年内支払予定長期未払金 | ※ 1 | 1, 461, 458 | | 1, 699, 773 | |
| 5. 未払法人税等 | | 104, 841 | | 73, 327 | |
| 6. 受入補助金 | | 1, 132, 895 | | _ | |
| 7. メンテナンス費用引当金 | | 232, 400 | | 207, 880 | |
| 8. 設備改善費用引当金 | | 430, 915 | | 21, 538 | |
| 9. 契約損失引当金 | | 37, 149 | | 65, 717 | |
| 10. その他 | | 85, 698 | | 395, 646 | |
| 流動負債合計 | | 5, 620, 558 | 18. 6 | 4, 911, 506 | 14. 3 |
| Ⅱ 固定負債 | | | | | |
| 1. 長期借入金 | ※ 1 | 5, 933, 263 | | 10, 515, 211 | |
| 2. 長期未払金 | ※ 1 | 11, 656, 981 | | 9, 937, 915 | |
| 3. メンテナンス費用引当金 | | 72, 359 | | 107, 708 | |
| 4. 契約損失引当金 | | 109, 458 | | 413, 582 | |
| 5. その他 | | 293, 179 | | 547, 680 | |
| 固定負債合計 | | 18, 065, 241 | 59. 9 | 21, 522, 098 | 62. 7 |
| 負債合計 | | 23, 685, 799 | 78. 5 | 26, 433, 605 | 77.0 |
| (純資産の部) | | | | | |
| I 株主資本 | | | | | |
| 1. 資本金 | | 5, 470, 500 | 18. 1 | 6, 150, 394 | 17. 9 |
| 2. 資本剰余金 | | 3, 196, 000 | 10.6 | 3, 840, 584 | 11. 2 |
| 3. 利益剰余金 | | △1, 980, 429 | △6.6 | △1, 762, 032 | △5. 1 |
| 4. 自己株式 | | $\triangle 2,272$ | △0.0 | △2, 272 | △0.0 |
| 株主資本合計 | | 6, 683, 798 | 22. 1 | 8, 226, 673 | 24. 0 |
| Ⅱ 評価・換算差額等 | | | | | |
| 1. 繰延ヘッジ損益 | | △201, 947 | △0.7 | △364, 762 | △1.1 |
| 評価・換算差額等合計 | | △201, 947 | △0.7 | △364, 762 | △1.1 |
| Ⅲ 新株予約権 | | _ | _ | 3, 129 | 0.0 |
| IV 少数株主持分 | | 8, 929 | 0.0 | 19, 508 | 0. 1 |
| 純資産合計 | | 6, 490, 779 | 21.5 | 7, 884, 549 | 23. 0 |
| 負債純資産合計 | | 30, 176, 579 | 100.0 | 34, 318, 154 | 100.0 |
| | | | | | |

②【連結損益計算書】

| | | (自 平 | 連結会計年度 -成17年7月1 -成18年6月30 | 日 日) | (自 平 | 連結会計年度 -成18年7月1 -成19年6月30 | |
|---------------------------------|------------|----------|---------------------------------|-----------------|----------|---------------------------------|--------|
| 区分 | 注記番号 | 金額 | (千円) | 百分比 (%) | 金額 | (千円) | 百分比(%) |
| I 売上高 | | | 6, 970, 696 | 100.0 | | 10, 572, 288 | 100.0 |
| Ⅱ 売上原価 | | | 7, 118, 999 | 102. 1 | | 9, 539, 309 | 90. 2 |
| 売上総利益又は 売上総損失(△) | | | △148, 303 | $\triangle 2.1$ | | 1, 032, 979 | 9.8 |
| Ⅲ 販売費及び一般管理費 | ※ 1 | | 1, 034, 528 | 14. 9 | | 944, 129 | 9. 0 |
| 営業利益又は営業損失(△) | | | △1, 182, 832 | △17. 0 | | 88, 849 | 0.8 |
| IV 営業外収益 | | | | | | | |
| 1. 受取利息 | | 15 | | | 978 | | |
| 2. 事業所設置奨励金 | | _ | | | 44, 666 | | |
| 3. 損害補償金 | | _ | | | 40, 288 | | |
| 4. 受入キャンセル料 | | 14, 984 | | | _ | | |
| 5. 割賦解約収入 | | 3, 622 | | | _ | | |
| 6. 債務免除益 | | _ | | | 11, 132 | | |
| 7. その他 | | 6, 327 | 24, 950 | 0.4 | 18, 028 | 115, 093 | 1. 1 |
| V 営業外費用 | | | | | | , | |
| 1. 支払利息 | | 37, 810 | | | 188, 294 | | |
| 2. 新株発行費 | | 14, 611 | | | _ | | |
| 3. 社債発行費 | | 8, 506 | | | _ | | |
| 4. その他 | | 8, 102 | 69, 031 | 1.0 | 2, 886 | 191, 180 | 1.8 |
| 経常利益又は経常損失(△) | | | △1, 226, 912 | △17. 6 | | 12, 762 | 0. 1 |
| VI 特別利益 | | | | | | | |
| 1. 貸倒引当金戻入益 | | _ | | | 354 | | |
| 2. 設備改善費用引当金戻入益 | | _ | | | 73, 185 | | |
| 3. 破産債権分配金 | | _ | | | 14, 979 | | |
| 4. 保険金収入 | | _ | | | 187, 132 | | |
| 5. 発電設備瑕疵求償収入 | | _ | | | 27, 217 | | |
| 6. 持分変動利益 | | _ | _ | _ | 825 | 303, 695 | 2. 9 |
| VII 特別損失 | | | | | | • | |
| 1. 契約損失引当金繰入額 | | _ | | | 32,000 | | |
| 2. 設備改善費用 | ※ 2 | 212, 642 | | | _ | | |
| 3. 設備改善費用引当金繰入額 | ※ 3 | 241, 649 | | | _ | | |
| 4. 減損損失 | ※ 4 | 53, 703 | | | _ | | |
| 5. 投資有価証券評価損 | | 6, 999 | 514, 994 | 7. 4 | 6, 329 | 38, 329 | 0.4 |
| 税金等調整前当期純利益又は税金 等調整前当期純損失(△) | | | △1, 741, 907 | △25. 0 | | 278, 128 | 2.6 |

| | | 前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | | | (自 平 | 連結会計年度 成18年7月1 成19年6月30 | 日 日) |
|---------------------|------|--|--------------|--------|---------|-------------------------------|---------|
| 区分 | 注記番号 | 金額(千円) | | 百分比(%) | 金額 (千円) | | 百分比 (%) |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 86, 256 | | | 38, 547 | | |
| 法人税等調整額 | | 204, 336 | 290, 592 | 4. 1 | 28, 071 | 66, 618 | 0.6 |
| 少数株主損失 | | | 870 | 0.0 | | 6, 886 | 0.1 |
| 当期純利益又は 当期純損失(△) | | ' | △2, 031, 629 | △29. 1 | ' | 218, 396 | 2. 1 |

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自平成17年7月1日 至平成18年6月30日)

| | 株 主 資 本 | | | | | |
|-------------------------------|-------------|-------------|--------------|---------|--------------|--|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 平成17年6月30日 残高(千円) | 2, 860, 570 | 696, 000 | 51, 200 | _ | 3, 607, 770 | |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 2, 609, 930 | 2, 500, 000 | | | 5, 109, 930 | |
| 当期純利益 | | | △2, 031, 629 | | △2, 031, 629 | |
| 自己株式の取得 | | | | △2, 272 | △2, 272 | |
| 株主資本以外の項目の連結会計年 度中の変動額(純額) | | | | | _ | |
| 連結会計年度中の変動額合計 (千円) | 2, 609, 930 | 2, 500, 000 | △2, 031, 629 | △2, 272 | 3, 076, 027 | |
| 平成18年6月30日 残高 (千円) | 5, 470, 500 | 3, 196, 000 | △1, 980, 429 | △2, 272 | 6, 683, 798 | |

| | 評価・換 | 算差額等 | 1. 161. ht 2. ht /\ | 純資産合計 |
|-------------------------------|-----------|----------------|-------------------------------|--------------|
| | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算 差額等合計 | 少数株主持分 デ 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成17年6月30日 残高 (千円) | _ | _ | _ | 3, 607, 770 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | | | | 5, 109, 930 |
| 当期純利益 | | | | △2, 031, 629 |
| 自己株式の取得 | | | | △2, 272 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年 度中の変動額(純額) | △201, 947 | △201, 947 | 8, 929 | △193, 018 |
| 連結会計年度中の変動額合計 (千円) | △201, 947 | △201, 947 | 8, 929 | 2, 883, 009 |
| 平成18年6月30日 残高 (千円) | △201, 947 | △201, 947 | 8, 929 | 6, 490, 779 |

当連結会計年度(自平成18年7月1日 至平成19年6月30日)

| | | 株主資本 | | | | | |
|-------------------------------|-------------|-------------|--------------|---------|-------------|--|--|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 平成18年6月30日 残高(千円) | 5, 470, 500 | 3, 196, 000 | △1, 980, 429 | △2, 272 | 6, 683, 798 | | |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | 679, 894 | 644, 584 | | | 1, 324, 478 | | |
| 当期純利益 | | | 218, 396 | | 218, 396 | | |
| 株主資本以外の項目の連結会計年 度中の変動額(純額) | | | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 (千円) | 679, 894 | 644, 584 | 218, 396 | _ | 1, 542, 875 | | |
| 平成19年6月30日 残高 (千円) | 6, 150, 394 | 3, 840, 584 | △1, 762, 032 | △2, 272 | 8, 226, 673 | | |

| | 評価・換 | 算差額等 | 하나 그 사 년 | . I. W. late V. lete (V | 12 / |
|-------------------------------|-----------|----------------|----------|-------------------------|-------------|
| | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算 差額等合計 | 新株予約権 | 少数株主持分 | 純資産合計 |
| 平成18年6月30日 残高 (千円) | △201, 947 | △201, 947 | _ | 8, 929 | 6, 490, 779 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | | | | | 1, 324, 478 |
| 当期純利益 | | | | | 218, 396 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年 度中の変動額(純額) | △162, 814 | △162, 814 | 3, 129 | 10, 579 | △149, 105 |
| 連結会計年度中の変動額合計 (千円) | △162, 814 | △162, 814 | 3, 129 | 10, 579 | 1, 393, 769 |
| 平成19年6月30日 残高 (千円) | △364, 762 | △364, 762 | 3, 129 | 19, 508 | 7, 884, 549 |

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

| | | 前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) |
|---------------------------------|------|--|--|
| 区分 | 注記番号 | 金額(千円) | 金額 (千円) |
| I 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前 当期純損失(△) | | $\triangle 1,741,907$ | 278, 128 |
| 減価償却費 | | 1, 228, 456 | 1, 609, 195 |
| 減損損失 | | 53, 703 | _ |
| 貸倒引当金の増加額又は減少額(△) | | 2, 210 | _ |
| 設備改善費用引当金戻入益 | | _ | △73, 185 |
| 投資有価証券評価損 | | 6, 999 | 6, 329 |
| メンテナンス費用引当金の増加額又は減少 額(△) | | 132, 253 | 10, 829 |
| 設備改善費用引当金の増加額又は減少額 (△) | | 430, 915 | △336, 192 |
| 契約損失引当金の増加額又は減少額(△) | | 146, 607 | 332, 693 |
| 受取利息及び受取配当金 | | △15 | △978 |
| 支払利息 | | 37, 810 | 188, 294 |
| 新株発行費 | | 14, 611 | _ |
| 社債発行費 | | 8, 506 | _ |
| 売上債権の減少額又は増加額(△) | | 375, 421 | △749, 007 |
| たな卸資産の減少額又は増加額(△) | | $\triangle 127,434$ | △95, 261 |
| その他の資産の減少額又は増加額(△) | | 181, 805 | 117, 786 |
| 仕入債務の増加額又は減少額(△) | | 340, 386 | △363, 175 |
| 預り金の増加額又は減少額(△) | | △314, 486 | 5, 975 |
| 未収消費税等の減少額又は増加額(△) | | 331, 608 | △5, 841 |
| 未払消費税等の増加額又は減少額(△) | | 32, 468 | 17, 601 |
| その他の負債の増加額又は減少額(△) | | 119, 431 | 109, 128 |
| 小計 | | 1, 259, 351 | 1, 052, 319 |
| 利息及び配当金の受取額 | | 15 | 929 |
| 利息の支払額 | | △209, 140 | △138, 169 |
| 法人税等の支払額 | | △408, 986 | △152, 112 |
| 法人税等の還付額 | | _ | 143, 526 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 641, 239 | 906, 492 |

| | | | 前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) |
|-----|-----------------------------------|------------|--|--|
| | 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | 金額(千円) |
| П | 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| | 特定金外信託の取得による支出 | | △100, 000 | _ |
| | 定期預金預入による支出 | | _ | △130, 000 |
| | 有価証券の売却による収入 | | _ | 99, 531 |
| | 有形固定資産の取得による支出 | | \triangle 12, 044, 834 | $\triangle 7, 204, 241$ |
| | 取得資産に係る国庫補助金の受入額 | | 1, 855, 841 | 556, 843 |
| | 無形固定資産の取得による支出 | | $\triangle 381,674$ | △28, 908 |
| | 長期前払費用の支出 | | _ | △194, 917 |
| | 貸付金の貸出による支出 | | _ | △15, 000 |
| | 投資有価証券の取得による支出 | | △7, 000 | _ |
| | 保証金の増加額 | | △31, 117 | △34, 900 |
| | 保証金の返還による収入 | | _ | 1, 338 |
| | その他 | | 21, 631 | △100 |
| | 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △10, 687, 152 | △6, 950, 353 |
| Ш | 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| | 長期借入れによる収入 | | 5, 268, 233 | 5, 590, 000 |
| | 長期借入金の返済による支出 | | △622, 100 | △314, 998 |
| | セール・アンド・割賦バック取引に基づく 資産売却代金の受入額 | | 1, 886, 498 | 1, 298, 443 |
| | 割賦債務の支払額 | | $\triangle 1, 293, 937$ | $\triangle 1, 456, 667$ |
| | 新株予約権付社債発行による収入 | | 4, 991, 493 | - |
| | 株式の発行による収入 | | 109, 930 | 1, 311, 962 |
| | 少数株主からの払込による収入 | | 9, 800 | 20,000 |
| | 少数株主からの株式買取支出 | | _ | △9, 800 |
| | 新株予約権の発行による収入 | | _ | 15, 645 |
| | 自己株式の取得による支出 | | $\triangle 2,272$ | _ |
| | 担保に供した預金の減少額又は増加額 (△) | | △743, 448 | 26, 893 |
| | 財務活動によるキャッシュ・フロー | | 9, 604, 196 | 6, 481, 477 |
| IV | 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | _ | _ |
| V | 現金及び現金同等物の増加額又は減少額(△) | | △441, 717 | 437, 616 |
| VI | 現金及び現金同等物の期首残高 | | 3, 918, 319 | 3, 476, 602 |
| VII | 現金及び現金同等物の期末残高 | ※ 1 | 3, 476, 602 | 3, 914, 218 |

| 項目 | 前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) |
|--------------------------------------|---|---|
| 1. 連結の範囲に関する事項 | 連結子会社の数 10社 連結子会社の名称 株式会社グリーンエナジーホールディングス 株式会社岩国ウッドパワー 株式会社岩田カウッドパワー 株式会社日田ウッドパワー 株式会社フェスコパワーステーションな資 株式会社フェスコパワーステーションが野馬 株式会社フェスコパワーステーションが野馬 株式会社フェスコパワーステーションが野馬 株式会社フェスコパワーステーションが明点 株式会社である。大大学の大大学の大大学の大大学の大大学の大大学の大大学の大大学の大大学の大大学 | 連結子会社の数 8社 連結子会社の名称 株式会社岩国ウッドパワー 株式会社日田ウッドパワー 株式会社フェスコパワーステーション滋賀 株式会社フェスコパワーステーション群馬 株式会社フェスコパワーステーション群馬 株式会社フェスコパワーステーション群馬 株式会社フェスコパワーステーションがリーステーションが関係で表された。 は大式会社フェスコメンテナンス日本森林燃料株式会社なお、株式会社フェスコメンテナンス日本なお、株式会社フェスコメンテナンストでは、平成19年5月7日で株式会社グリーンは、平成19年5月7日で株式会社フェスコメンテナンスを存続会社とし、他2社を消滅会社とする吸収合併を行いました。これにより連結子会社は8社となりました。 |
| 2. 持分法の適用に関する事項 | 該当事項はありません。 | 同左 |
| 3. 連結子会社の事業年度等 に関する事項 | すべての連結子会社の事業年度の末日 は、連結決算日と一致しております。 | 同左 |
| 4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 | イ 有価証券 売買目的有価証券 時価法(売却原価は移動平均法に より算定) なお、特定金外信託に含まれる 有価証券も同一の評価基準及び評 価方法によっております。 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 ロ デリバティブ 時価法 ハ たな卸資産 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法 | イ 有価証券 |

| 項目 | 前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) |
|-----------------------|--|--|
| (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 | イ 有形固定資産 省エネルギー支援サービス事業用の 有形固定資産 買取りオプションが付与された 固定資産については、エネルギー 供給サービス契約期間を耐用年数 とし、契約期間満了時における資 産の見積処分価額を残存価額とす る定額法。上記以外については経 済的使用可能予測期間を耐用年数 とする定額法。 なお、主な耐用年数は次のとお りです。 建物及び構築物 5~31年 機械装置 5~15年 | イ 有形固定資産 省エネルギー支援サービス事業用の 有形固定資産 同左 |
| | その他の事業用の有形固定資産 グリーンエナジー事業及び電力 ビジネス事業の発電設備における 建物及び構築物、機械装置は経済 的使用可能予測期間を耐用年数と する定額法。 なお、主な耐用年数は次のとお りです。 建物及び構築物 8~50年 機械装置 15年 その他の有形固定資産 | その他の事業用の有形固定資産 同左 その他の有形固定資産 |
| | 定率法 なお、主な耐用年数は次のとお りです。 4~15年 | 同左 |
| | ロ 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期 間(5年)に基づいております。 | 口 無形固定資産 同左 |
| | ハ 繰延資産の処理方法 新株発行費 支出時に全額費用として処理して おります。 社債発行費 支出時に全額費用として処理して おります。 | ハ 繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理して おります。 |

| | <u>_</u> | |
|-----------------------|--|---|
| 項目 | 前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) |
| (3) 重要な引当金の計上基 準 | イ 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般 債権については貸倒実績率により、貸 倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不能見 込額を計上しております。 | イ 貸倒引当金 同左 |
| | ロ メンテナンス費用引当金 省エネルギー支援サービス事業の機 械装置にかかる定期点検等のメンテナ ンス費用の支出に備えるため、その支 出見込額のうち当連結会計年度末まで に負担すべき費用の見積額を計上して おります。 | ロ メンテナンス費用引当金 同左 |
| | ハ 設備改善費用引当金 省エネルギー支援サービス事業用設 備に発生した故障に対する修繕費、故 障を未然に防ぐための施策費用及び設 備停止中に顧客が被る損失に対する補 償等により、将来発生が見込まれる諸 費用について、合理的に見積られる金 額を計上しております。 (追加情報) 従来より、省エネルギー支援サービ ス事業用設備の不具合が発生しておりましたが、故障原因の究明及び設備の 改修活動に積極的に取り組む必要が生 じたため、当連結会計年度より設備改 善費用引当金を計上しております。こ | ハ 設備改善費用引当金 省エネルギー支援サービス事業用設 備に発生した故障に対する修繕費、故 障を未然に防ぐための施策費用及び設 備停止中に顧客が被る損失に対する補 償等により、将来発生が見込まれる諸 費用について、合理的に見積られる金 額を計上しております。 |
| | れにより、売上総損失及び営業損失 が、それぞれ189,266千円、税金等調整 前当期純損失が430,915千円増加してお ります。 ニ 契約損失引当金 | 二 契約損失引当金 |
| | エネルギー供給サービス契約の損失 に備えるため、今後、損失発生の可能 性が高く、かつ、金額を合理的に見積 ることができる契約について、損失見 込額を計上しております。 | 同左 |
| (4) 重要なリース取引の処 理方法 | リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によって | 同左 |

おります。

| 項目 | 前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) |
|---|--|--|
| (5) 重要なヘッジ会計の方 法 (6) その他連結財務諸表作 成のための基本となる 重要な事項 | イ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ロ ヘッジ手段と・・・借入金 ハ ヘッジ方針 でリバティブを動ししてもりのです。 ををすることでは、発表ののです。 こ ヘッジ対象をするにしても的のです。 をでするでは、ののでです。 をでするでは、税込等のは、ののです。 を対し、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでででででででででででででででで | かかる固定資産については、その建設期間中の借入金利息及び借入付随費用を取得原価に算入しております。なお、当連結会計年度において取得原価に算入した |
| 5. 連結子会社の資産及び負 債の評価に関する事項 | 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。 | 同左 |
| 6. 連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範 囲 | 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。 | 同左 |

前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見 書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基 準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しており ます。これにより税金等調整前当期純損失は53,703千円 増加しております。

なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務 諸表規則に基づき当該各資産の金額から直接控除してお ります。

(役員賞与に関する会計基準)

当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」 (企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用して おります。これによる損益に与える影響はありません。

(連結貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年 12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8 号 平成17年12月9日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の資本の部に相当する金額は、6,683,798千円です。

連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。

(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 当連結会計年度より、改正後の「自己株式及び準備金 の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 最終改正平成17年12月27日)及び「自己株式及び準備金 の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計 基準適用指針第2号 最終改正平成17年12月27日)を適 用しております。これによる損益に与える影響はありま せん。

連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。

(たな卸資産の評価基準及び評価方法に関する会計基準) 当社及び子会社は、たな卸資産の評価基準及び評価方 法は最終仕入原価法を採用しておりましたが、原材料の 価格変動を適時に反映させ、より適正なたな卸資産の評 価額を算定するため、当連結会計年度より最終仕入原価 法による原価法から総平均法による原価法に変更してお ります。

この結果、従来と同一の方法によった場合と比べ、たな卸資産が237千円減少し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

(減価償却資産の減価償却の方法に関する会計基準)

当連結会計年度より、法人税法等の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号及び法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、省エネルギー支援サービス事業の買取オプションが付与された固定資産以外の有形固定資産で平成19年4月1日以降に取得したものついて、改正後の法人税法に基づく償却率を採用しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微です。

| 前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) |
|--|--|
| (連結貸借対照表) 「長期前払費用」は前連結会計年度まで、投資その他 の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当 連結会計年度において、金額の重要性が増したため区分 掲記しました。 なお、前連結会計年度末の「長期前払費用」は194,306 千円です。 | (連結貸借対照表) 前連結会計年度において、投資その他の資産に表示しておりました「投資有価証券」は、金額の重要性が減ったため当連結会計年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。 なお、当連結会計年度末における「投資有価証券」は3,670千円です。 |
| 「受入補助金」は前連結会計年度まで、流動負債の「その他」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において、金額の重要性が増したため区分掲記しました。 なお、前連結会計年度末の「受入補助金」は362,231千円です。 | |
| (連結損益計算書) 前連結会計年度において、営業外収益に表示しており ました「消費税等還付加算金」は、金額の重要性が減っ たため当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に 含めて表示しております。 なお、当連結会計年度の「消費税等還付加算金」は 1,782千円です。 | (連結損益計算書) ———————————————————————————————————— |
| (連結キャッシュ・フロー計算書) 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他の負債の増加額又は減少額 (△)」に含めていた「預り金の増加額又は減少額 (△)」は、当連結会計年度において金額の重要性が増したため区分掲記いたしました。 なお、前連結会計年度の「預り金の増加額又は減少額 (△)」は、1,549千円です。 | (連結キャッシュ・フロー計算書) |

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度(平成18年6月30日)

※1. 担保に供している資産

① 現金及び預金

743,448千円

機械装置及び運搬具

254,340千円

この他に連結上相殺されている関係会社株式(帳 簿価額3,390,000千円)を担保に供しております。

上記物件及び関係会社株式は、一年内返済予定長期借入金90,000千円、長期借入金5,902,500千円及び 金利スワップ取引の担保に供しております。

② 売掛金

599,230千円

上記債権を割賦及びリースに関する債務に対する 譲渡担保等に供しております。なお、上記割賦及び リースに関する債務は、未払金109,262千円、一年内 支払予定長期未払金1,211,449千円、長期未払金 8,691,642千円です。

※2. 当連結会計年度において、国庫補助金の受入れにより、建物及び構築物110,070千円、機械装置及び運搬具628,801千円、工具・器具及び備品1,312千円、電気施設利用権27,935千円の圧縮記帳を行いました。連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、有形固定資産及び無形固定資産に係る国庫 補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物及び 構築物267,652千円、機械装置及び運搬具4,157,152 千円、工具・器具及び備品1,312千円、電気施設利用 権27,935千円です。

3. 当社の連結子会社は、バイオマス発電所の設備資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と貸出コミットメント型シンジケート・ローン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は次のとおりです。

コミットメントの総額

14,037,800千円

借入実行残高

3,720,000千円

差引額

10,317,800千円

4. 保証債務

下記の通り債務保証を行っております。

| 保 証 先 | 金 額 | 内 容 |
|----------|----------|------|
| 洸陽電機株式会社 | 12,600千円 | 仕入債務 |

5.

当連結会計年度(平成19年6月30日)

※1. 担保に供している資産

① 現金及び預金

716,554千円

機械装置及び運搬具

237,820千円

この他に連結上相殺されている関係会社株式(帳 簿価額3,390,000千円)及び関係会社長期貸付金(帳 簿価格450,000千円)を担保に供しております。

上記物件及び関係会社株式は、一年内返済予定長期借入金732,500千円、長期借入金10,045,000千円及び金利スワップ取引の担保に供しております。

② 売掛金

611,108千円

上記債権を割賦及びリースに関する債務に対する 譲渡担保等に供しております。なお、上記割賦及び リースに関する債務は、未払金45,608千円、一年内 支払予定長期未払金1,699,773千円、長期未払金 9,937,915千円です。

※2. 当連結会計年度において、国庫補助金の受入れにより、建物及び構築物297,176千円、機械装置及び運搬具1,351,896千円、工具、器具及び備品9,797千円、電気施設利用権20,579千円の圧縮記帳を行いました。連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、有形固定資産及び無形固定資産に係る国庫 補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物及び 構築物564,829千円、機械装置及び運搬具5,509,049 千円、工具、器具及び備品11,109千円、電気施設利 用権48,514千円です。

3. 当社の連結子会社は、ガスタービン発電所の設備 資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関 と貸出コミットメント型シンジケート・ローン契約 を締結しております。これらの契約に基づく当連結 会計年度末の借入実行残高は次のとおりです。

コミットメントの総額

8,068,000千円

借入実行残高

3,110,000千円

差引額

4,958,000千円

4.

※5. 裏書譲渡手形は受取手形を直接減額して表示しております。なお、当連結会計年度末の裏書譲渡手形の残高は75,887千円です。

前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりです。

> 給料手当 351,766千円 支払手数料 106,740千円

※2. 設備改善費用

省エネルギー支援サービス事業用設備に発生した故障に対する修繕費、故障を未然に防ぐための施策費用及び設備停止中に顧客が被る損失に対する補償等のうち、当連結会計年度に実際に発生した重大な故障案件に対する金額を、特別損失の「設備改善費用」として計上しております。

※3. 設備改善費用引当金繰入額

省エネルギー支援サービス事業用設備に発生した故障に対する修繕費、故障を未然に防ぐための施策費用及び設備停止中に顧客が被る損失に対する補償等により、将来発生が見込まれる諸費用について、合理的に見積られる金額については、当連結会計年度より設備改善費用引当金として計上しておりますが、このうち重大な故障案件に対する金額を、特別損失の「設備改善費用引当金繰入額」として計上しております。

※4. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下 の資産グループについて減損損失を計上しており ます。

| 用途 | 種 類 | 場所 | 金額(千円) |
|-------|--------|-----|---------|
| 少一分凯供 | 機械装置及び | 新潟県 | F2, 702 |
| 省エネ設備 | 運搬具 | 長岡市 | 53, 703 |

当社グループは、省エネルギー支援サービス事業用資産については契約単位別に、グリーンエナジー事業用資産及び電力ビジネス事業用資産については、同一ヘルツ地域別に資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産等については個々の資産単位に、各々資産のグルーピングを行っております。

その結果、省エネルギー支援サービス事業用資産の一部については、顧客の倒産により将来のキャッシュ・フローが見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、当該設備については廃棄を予定していることから、正味売却価額を零として評価しております。

| ※ 1. | 販売費及び一 | 一般管理費のう | ち主要な費目 | 及び金額 |
|-------------|---------|---------|--------|------|
| l'a | は次のとおりて | ぎす。 | | |

| 給料手当 | 344,675千円 |
|-------|-----------|
| 支払手数料 | 113,998千円 |

| Ж3. | | | |
|-----|--|--|--|

※2.

*****4.

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前連結会計年度末 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|-----------------------|----------|-------------|----|-------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (株) (注) 1,2,3 | 8, 216 | 54, 089. 89 | ĺ | 62, 305. 89 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(株) (注)4 | _ | 6. 89 | _ | 6. 89 |

(注) 1. 平成17年11月21日付で実施した株式分割(1株を5株に分割)により増加した株式の数

32,864株

2. 当期におけるストック・オプション(新株引受権及び新株予約権)の権利行使により増加した株式の数は以下の通りです。

| 区分 | 増加した株式の数 |
|----------------------------------|----------|
| 平成12年6月26日開催の第3回定時株主総会決議による新株引受権 | 321株 |
| 平成13年6月25日開催の第4回定時株主総会決議による新株引受権 | 140株 |
| 平成14年6月24日開催の第5回定時株主総会決議による新株予約権 | 155株 |
| 平成15年6月12日開催の第6回定時株主総会決議による新株予約権 | 600株 |
| 平成16年2月19日開催の臨時株主総会決議による新株予約権 | 280株 |
| 승 計 | 1,496株 |

- 3. 平成17年12月15日発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の株式転換により増加した株式の数19,729.89株
- 4. 端株の買取により増加した自己株式の数

6.89株

- 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 配当に関する事項 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前連結会計年度末 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------------|-------------|-------------|----|-------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(株)(注)1,2 | 62, 305. 89 | 12, 481. 00 | _ | 74, 786. 89 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 (株) | 6. 89 | _ | _ | 6. 89 |

(注) 1. 当期におけるストック・オプション(新株引受権及び新株予約権)の権利行使により増加した株式の数は以下の通りです。

| 区分 | 増加した株式の数 |
|----------------------------------|----------|
| 平成12年6月26日開催の第3回定時株主総会決議による新株引受権 | 226株 |
| 平成13年6月25日開催の第4回定時株主総会決議による新株引受権 | 50株 |
| 平成14年6月24日開催の第5回定時株主総会決議による新株予約権 | 50株 |
| 平成15年6月12日開催の第6回定時株主総会決議による新株予約権 | 50株 |
| 平成16年9月27日開催の第8回定時株主総会決議による新株予約権 | 105株 |
| 合 計 | 481株 |

2. 平成18年10月16日発行の第9回新株予約権の権利行使により増加した株式の数

12,000株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| | | 新株予約権の目的とな | | | | | 当連結会計 |
|------------|------------|------------|--------------|---------------|---------------|--------------|------------|
| 区分 | 新株予約権の内訳 | る株式の種類 | 前連結会計 年度末 | 当連結会計 年度増加 | 当連結会計 年度減少 | 当連結会計 年度末 | 年度末残高 (千円) |
| 提出会社 (親会社) | 平成18年新株予約権 | 普通株式 | _ | 15, 000 | 12,000 | 3, 000 | 3, 129 |
| | 合計 | _ | _ | 15, 000 | 12,000 | 3,000 | 3, 129 |

- (注) 1.目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
 - 2.目的となる株式の変動事由の概要

平成18年新株予約権の増加は、平成18年10月16日に第三者割当の方法によりメリルリンチ日本証券株式 会社に有償にて割当発行したものです。

平成18年新株予約権の減少は、権利行使によるものです。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

| 前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | | 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) | |
|--|-------|---|--|
| ※1 現金及び現金同等物の期末残高と連 に記載されている科目の金額との関 (平成18年 現金及び預金勘定 担保に供している預金 現金及び現金同等物 | | ※1 現金及び現金同等物の期末残高と近に掲記されている科目の金額との関係 (平成19)現金及び預金勘定 預入期間3ヶ月超の定期預金 担保に供している預金 現金及び現金同等物 | |
| 2 重要な非資金取引の内容 新株予約権の行使による 資本金増加額 新株予約権の行使による 資本準備金増加額 新株予約権の行使による転換社債型 新株予約権付社債減少額 なお、当連結会計年度に発行した第一 換社債型新株予約権付社債50億円は、 会計年度末までに当社普通株式に転換 た。 | 全額当連結 | 2 | |

前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得価額相 当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 期末残高相 当額 (千円) |
|---------------|---------------|-----------------|---------------------|
| 機械装置及び 運搬具 | 1, 157, 651 | 73, 323 | 1, 084, 327 |
| 合計 | 1, 157, 651 | 73, 323 | 1, 084, 327 |

- (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が 有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しておりま す
- (2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

1 年内123, 205千円1 年超961, 121千円合計1,084, 327千円

- (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に 占める割合が低いため、支払利子込み法により 算定しております。
- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減 価償却費相当額及び減損損失

支払リース料

66,935千円

減価償却費相当額

66,935千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と する定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内212,519千円1年超835,391千円合計1,047,910千円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)
- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得価額相 当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 期末残高相 当額 (千円) |
|---------------|---------------------|-----------------|---------------------|
| 機械装置及び 運搬具 | 1, 678, 404 | 200, 658 | 1, 477, 746 |
| 工具、器具及 び備品 | 9, 315 | 1, 573 | 7, 741 |
| 合計 | 1, 687, 719 | 202, 232 | 1, 485, 487 |

同左

(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

1年内181,582千円1年超1,303,904千円合計1,485,487千円

同左

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料

148,960千円

減価償却費相当額

148,960千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同左

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内221, 108千円1年超772, 324千円合計993, 433千円

(減損損失について)

同左

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

| 前連結会計年度(平成18年6月30日) | | 当連結会計年度(平成19年6月30日) | |
|---------------------|-----------------------------|---------------------|-----------------------------|
| 連結貸借対照表計上額 (千円) | 当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額(千円) | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額(千円) |
| 99, 531 | _ | _ | _ |

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

| | 前連結会計年度 (平成18年6月30日) | 当連結会計年度 (平成19年6月30日) | |
|---------|-------------------------|-------------------------|--|
| | 連結貸借対照表計上額(千円) | 連結貸借対照表計上額(千円) | |
| その他有価証券 | | | |
| 非上場株式 | 10, 000 | 3, 670 | |

⁽注) 当連結会計年度において、投資有価証券について6,329千円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

| 1. 取引の状況に関する事項 | |
|--|--|
| 前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) |
| (1) 取引の内容 | (1) 取引の内容 |
| 利用しているデリバティブ取引は、金利スワッ | 同左 |
| プ取引であります。 | |
| (2) 取引に対する取組方針 | (2) 取引に対する取組方針 |
| デリバティブ取引は、金利の変動によるリスク | 同左 |
| 回避を目的としており、投機的な取引は行わない | |
| 方針であります。 | |
| (3) 取引の利用目的 | (3) 取引の利用目的 |
| デリバティブ取引は、金融機関からの借入につ | 同左 |
| いて金利の変動によるリスクを回避する目的で利 | |
| 用しております。 | |
| なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計 | |
| を行っております。 | |
| ヘッジ会計の方針 | |
| 繰延ヘッジ処理によっております。 | |
| ヘッジ手段とヘッジ対象 | |
| ヘッジ手段・・・金利スワップ | |
| ヘッジ対象・・・借入金 | |
| ヘッジ方針 | |
| デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、 | |
| 借入金の金利変動によるリスクを回避することを | |
| 目的として金利スワップ取引を利用しており、投 | |
| 機目的の取引は行っておりません。 | |
| ヘッジ有効性評価の方法 | |
| ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー | |
| の変動の累計とを比率分析する方法により行って | |
| おります。 | |

| 前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) |
|--|--|
| (4) 取引に係るリスクの内容 | (4) 取引に係るリスクの内容 |
| 金利スワップ取引は市場金利の変動によるリス | 同左 |
| クを有しております。 | |
| なお、取引相手先は高格付を有する金融機関に | |
| 限定しているため信用リスクはほとんどないと認 | |
| 識しております。 | |
| (5) 取引に係るリスク管理体制 | (5) 取引に係るリスク管理体制 |
| デリバティブ取引の執行・管理については、取引 | 同左 |
| 権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、当 | |
| 該取引担当部門・管理部門が決裁責任者の承認を得 | |
| て行っております。 | |

2. 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

当社グループが利用しているデリバティブ取引については、全てヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

当社グループが利用しているデリバティブ取引については、全てヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) 該当事項はありません。 (ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 平成12年6月ストック・ | 平成13年6月ストック・ | 平成14年6月ストック・ |
|-----------------|--|---|--|
| | オプション | オプション | オプション |
| 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役 3名 | 当社取締役 3名 | 当社取締役 3名 |
| 刊予対象者の位为及の数 | 当社従業員 9名 | 当社従業員 9名 | 当社従業員 18名 |
| ストック・オプション数 (注) | 普通株式 2,000株 | 普通株式 1,000株 | 普通株式 1,000株 |
| 付与日 | 平成12年6月26日 | 平成13年6月25日 | 平成14年6月24日 |
| 権利確定条件 | 平成12年6月現在において実業務の執行者であり、当社の役員・従業員、各出資企業からの出向契約役員・社員及び外部からの業務提携契約社員であること。 | 平成13年6月現在において実業務の執行者であり、当社の役員・従業員及び各出資企業からの出向契約役員・社員であること。 | 平成14年6月現在において実業務の執行者であり、当社の常勤役員・正社員・契約社員・各出資企業からの出向契約役員・社員であること。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成14年6月26日 至 平成22年6月26日 ただし、株式公開後 (除く役員) | 自 平成15年6月26日 至 平成23年6月26日 ただし、株式公開後 (除く役員) | 自 平成16年6月25日 至 平成24年6月25日 ただし、株式公開後 (除く役員) |
| | 平成15年6月ストック・ オプション | 平成16年2月ストック・ オプション | 平成16年9月ストック・ オプション |
| 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社従業員 33名 | 当社取締役 5名 業務委託者 2名 当社従業員 14名 | 当社取締役 1名 当社監査役 1名 業務委託者 3名 当社従業員 53名 |
| ストック・オプション数 (注) | 普通株式 1,250株 | 普通株式 1,000株 | 普通株式 1,250株 |
| 付与日 | 平成15年6月12日 平成15年7月10日 平成15年11月15日 | 平成16年2月19日 平成16年7月5日 | 平成16年9月27日 平成16年11月27日 |
| 権利確定条件 | 付与日において、当社の 実業務の主従事者(役 員、顧問、正社員、契約 社員、出向者)であるこ と。 | 付与日において、当社の 実業務の主従事者(役 員、顧問、正社員、契約 社員、出向者)であるこ と。 | 付与日において、当社の 実業務の主従事者(役 員、顧問、正社員、契約 社員、出向者)であるこ と。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成17年6月13日 至 平成25年6月12日 ただし、株式公開6ヵ月 以降(除く役員) | 自 平成18年2月20日 至 平成26年2月19日 ただし、株式公開6ヵ月 以降(除く役員) | 自 平成18年9月28日 至 平成26年9月27日 ただし、株式公開6ヵ月 以降(除く役員) |

⁽注) 株式の付与数は、平成17年11月21日に行った、株式分割後の株数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前連結会計年度(平成18年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

| | | 平成12年6月ストック・ | 平成13年6月ストック・ | 平成14年6月ストック・ |
|----------|-----|--------------|--------------|--------------|
| | | オプション | オプション | オプション |
| 権利確定後 | (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | | 980 | 565 | 480 |
| 権利確定 | | _ | _ | _ |
| 権利行使 | | 321 | 140 | 155 |
| 失効 | | _ | _ | _ |
| 未行使残 | | 659 | 425 | 325 |

| | | 平成15年6月ストック・ | 平成16年2月ストック・ | 平成16年9月ストック・ |
|----------|-----|--------------|--------------|--------------|
| | | オプション | オプション | オプション |
| 権利確定後 | (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | | 845 | 825 | 1, 145 |
| 権利確定 | | _ | _ | _ |
| 権利行使 | | 600 | 280 | |
| 失効 | | _ | 10 | 30 |
| 未行使残 | | 245 | 535 | 1, 115 |

- (注1) 上記失効は、新株予約権者退職等に伴う権利喪失によるものです。
- (注2) 株式数は、平成17年11月21日に行った、株式分割後の株数に換算して記載しております。

(3) 単価情報

| | | 平成12年6月ストック・ | 平成13年6月ストック・ | 平成14年6月ストック・ |
|--------------|-----|--------------|--------------|--------------|
| | | オプション | オプション | オプション |
| 権利行使価格 | (円) | 60,000 | 66, 000 | 66, 000 |
| 行使時平均株価 | (円) | 366, 470 | 415, 357 | 469, 419 |
| 公正な評価単価(付与日) | (円) | _ | _ | _ |

| | | 平成15年6月ストック・ | 平成16年2月ストック・ | 平成16年9月ストック・ |
|--------------|-----|--------------|--------------|--------------|
| | | オプション | オプション | オプション |
| 権利行使価格 | (円) | 72,000 | 100,000 | 110,000 |
| 行使時平均株価 | (円) | 415, 691 | 176, 250 | _ |
| 公正な評価単価(付与日) | (円) | _ | _ | _ |

当連結会計年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 平成12年6月ストック・ | 平成13年6月ストック・ | 平成14年6月ストック・ |
|------------------------|--------------|-------------------------|-------------------------|
| | オプション | オプション | オプション |
| 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役 3名 | 当社取締役 3名 | 当社取締役 3名 |
| 刊予別家有の区別及の数 | 当社従業員 9名 | 当社従業員 9名 | 当社従業員 18名 |
| ストック・オプション数 (注) | 普通株式 2,000株 | 普通株式 1,000株 | 普通株式 1,000株 |
| 付与日 | 平成12年6月26日 | 平成13年6月25日 | 平成14年6月24日 |
| | 平成12年6月現在におい | 平成13年6月現在で実業 | 平成14年6月現在におい |
| | て実業務の執行者であ | 務の執行者であり、当社 | て実業務の執行者であ |
| | り、当社の役員・従業 | の役員・従業員及び各出 | り、当社の常勤役員・正 |
| 権利確定条件 | 員、各出資企業からの出 | 資企業からの出向契約役 | 社員・契約社員・各出資 |
| | 向契約役員・社員及び外 | 員・社員であること。 | 企業からの出向契約社員 |
| | 部からの業務提携契約社 | | であること。 |
| | 員であること。 | | |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはあ | 対象勤務期間の定めはあ | 対象勤務期間の定めはあ |
| ↑1 多、 为 /4万 万月日 | りません。 | りません。 | りません。 |
| | 自 平成14年6月26日 | 自 平成15年6月26日 | 自 平成16年6月25日 |
| 権利行使期間 | 至 平成22年6月26日 | 至 平成23年6月26日 | 至 平成24年6月25日 |
| 作田中リロ (文列)[F] | ただし、株式公開後 | ただし、株式公開後 | ただし、株式公開後 |
| | (除く役員) | (除く役員) | (除く役員) |
| | 平成15年6月ストック・ | 平成16年2月ストック・ | 平成16年9月ストック・ |
| | オプション | オプション | オプション |
| | 当社取締役 5名 | 当社取締役 5名 | 当社取締役 1名 |
| | 当社監査役 1名 | 業務委託者 2名 | 当社監査役 1名 |
| 付与対象者の区分及び数 | 当社従業員 33名 | 当社従業員 14名 | 業務委託者 3名 |
| | | | 当社従業員 53名 |
| ストック・オプション数 (注) | 普通株式 1,250株 | 普通株式 1,000株 | 普通株式 1,250株 |
| | 平成15年6月12日 | | |
| 付与日 | 平成15年7月10日 | 平成16年2月19日 | 平成16年9月27日 |
| | 平成15年11月15日 | 平成16年7月5日 | 平成16年11月27日 |
| | 付与日において、当社の | 付与日において、当社の | 付与日において、当社の |
| | 実業務の主従事者(役 | 実業務の主従事者(役 | 実業務の主従事者(役 |
| 権利確定条件 | 員、顧問、正社員、契約 | 人 員、顧問、正社員、契約 | 員、顧問、正社員、契約 |
| TETTIELL | 社員、出向者)であるこ | 社員、出向者)であるこ | 社員、出向者)であるこ |
| | ٤. | ٤. | اد. د. |
| | | | |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはあ | 対象勤務期間の定めはあ | 対象勤務期間の定めはあ |
| | りません。 | りません。 | りません。 |
| | 自 平成17年6月13日 | 自 平成18年2月20日 | 自 平成18年9月28日 |
| 1 | 至 平成25年6月12日 | 至 平成26年2月19日 | 至 平成26年9月27日 |
| 権利行使期間 | | |), 10), http://doi.org/ |
| 権利行使期間 | エー | ただし、株式公開6ヵ月 以降(除く役員) | ただし、株式公開6ヵ月 以降(除く役員) |

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成19年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

| | | 平成12年6月ストック・ | 平成13年6月ストック・ | 平成14年6月ストック・ |
|----------|-----|--------------|--------------|--------------|
| | | オプション | オプション | オプション |
| 権利確定後 | (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | | 659 | 425 | 325 |
| 権利確定 | | _ | _ | _ |
| 権利行使 | | 226 | 50 | 50 |
| 失効 | | _ | _ | _ |
| 未行使残 | | 433 | 375 | 275 |

| | | 平成15年6月ストック・ | 平成16年2月ストック・ | 平成16年9月ストック・ |
|----------|-----|--------------|--------------|--------------|
| | | オプション | オプション | オプション |
| 権利確定後 | (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | | 245 | 535 | 1, 115 |
| 権利確定 | | _ | _ | _ |
| 権利行使 | | 50 | | 105 |
| 失効 | | _ | 20 | 180 |
| 未行使残 | | 195 | 515 | 830 |

⁽注) 上記失効は、新株予約権者退職等に伴う権利喪失によるものです。

(3) 単価情報

| | | 平成12年6月ストック・ | 平成13年6月ストック・ | 平成14年6月ストック・ |
|--------------|-----|--------------|--------------|--------------|
| | | オプション | オプション | オプション |
| 権利行使価格 | (円) | 60,000 | 66, 000 | 66, 000 |
| 行使時平均株価 | (円) | 101, 078 | 106, 000 | 112,000 |
| 公正な評価単価(付与日) | (円) | _ | _ | _ |

| | | 平成15年6月ストック・ | 平成16年2月ストック・ | 平成16年9月ストック・ |
|--------------|-----|--------------|--------------|--------------|
| | | オプション | オプション | オプション |
| 権利行使価格 | (円) | 72,000 | 100,000 | 110,000 |
| 行使時平均株価 | (円) | 136, 500 | _ | 137, 714 |
| 公正な評価単価(付与日) | (円) | _ | _ | - |

| 前連結会計年 (自 平成17年7月 至 平成18年6月 | 1 日 | 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) | | | | |
|-----------------------------------|----------------------|---|-----------------------|-------------|--|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債 | 貴の発生の主な原因別 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 | | | | |
| の内訳 | | の内訳 | | | | |
| 流動資産 繰延税金資産 | | 流動資産 繰延税金資産 | | | | |
| 未払事業税 | 15,468千円 | 未払事業税 | 9, 184千 | | | |
| メンテナンス費用引当金 | 96, 614 | メンテナンス費用引当金 | 86, 386 | ' | | |
| 設備改善費用引当金 | 174, 106 | 設備改善費用引当金 | 7, 579 | | | |
| 契約損失引当金 | 15, 115 | 契約損失引当金 | 23, 126 | | | |
| 補助金収入 | 4, 186 | 補助金収入 | 3, 620 | | | |
| 未払費用 | 12, 361 | 未払費用 | 3, 391 | | | |
| その他 | 1, 311 | その他 | 3, 395 | | | |
| 流動資產 繰延税金資産計 | 319, 164 | 流動資產 繰延税金資産計 | 136, 684 | | | |
| | | | | | | |
| 固定資產 繰延税金資産 | | 固定資産 繰延税金資産 | | | | |
| 減価償却費 | 254, 703 | 減価償却費 | 311, 257 | | | |
| メンテナンス費用引当金 | 26, 039 | メンテナンス費用引当金 | 47, 447 | | | |
| 契約損失引当金 | 44, 538 | 契約損失引当金 | 145,539 | | | |
| 投資有価証券評価損 | 2,848 | 投資有価証券評価損 | 4,690 | | | |
| 減損損失累計額 | 21, 851 | 税務上の繰越欠損金 | 353, 569 | | | |
| 繰延ヘッジ損失 | 82, 172 | 除却資産否認 | 3, 500 | | | |
| 税務上の繰越欠損金 | 318, 263 | その他 | 100 | | | |
| その他 | 388 | 繰延税金負債との相殺 | △154, 319 | | | |
| 固定資産 繰延税金資産計 | 750, 805 | 固定資産 繰延税金資産計 | 711, 787 | | | |
| 繰延税金資産の合計 | 1, 069, 970 | 繰延税金資産の合計 | 848, 471 | | | |
| 評価性引当額 | △1, 030, 869 | 評価性引当額 | △837, 442 | <u> </u> | | |
| 繰延税金資産の純額 | 39, 101 | 繰延税金資産の純額 | 11, 029 | _ | | |
| | | 固定負債 繰延税金負債 | | | | |
| | | 特別償却準備金 | △154, 319 | | | |
| | | 繰延税金資産との相殺 固定負債 繰延税金負債計 | 154, 319 | | | |
| | | <u> </u> | | | | |
| | | | | _ | | |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用 | | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後 | | | | |
| 率との間に重要な差異があると | | 率との間に重要な差異があるとき | の、当該差昇 | 異の原 | | |
| 因となった主要な項目別の内記 | 尺 | 因となった主要な項目別の内訳 | | | | |
| | | 法定実効税率 | 35. 2 | % | | |
| 当連結会計年度については、 | 税金等調整前当期純 | (調整) | | | | |
| 損失を計上しているため記載を | と省略しております。 | 交際費等永久に損金に | 0.5 | 0/ | | |
| 3,0,000 11 20 01 20 12 3 | 2 111 2 (42) 3() (| 算入されない項目 | 0.5 | | | |
| | | メンテナンス費用引当金 | 2.6 | | | |
| | | 設備改善費用引当金 | △48. 5 | | | |
| | | 契約損失引当金 | 42. 1 | | | |
| | | 減価償却費 | 32. 7 | , . | | |
| | | 特別償却準備金 繰越欠損金 | $\triangle 54.1$ 21.8 | | | |
| | | 機越久損金 グループ内での関係会社株式引 | | | | |
| | | 買に係る差異 | ^L △16. 6 | % | | |
| | | 繰延税金資産に係る評価性引 | á | 0/ | | |
| | | 額の増減 | 10. 1 | % | | |
| | | その他 | △1.8 | % | | |
| | | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 24. 0 | | | |
| | | | | | | |

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

| | 省エネルギ ー支援サー ビス事業 (千円) | グリーンエ ナジー事業 (千円) | 電力ビジネ ス事業 (千円) | 計 (千円) | 消去又は全 社(千円) | 連結 (千円) |
|----------------------------|--------------------------------|------------------------|----------------------|--------------|----------------|--------------|
| I 売上高 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 6, 027, 440 | 183, 184 | 760, 071 | 6, 970, 696 | _ | 6, 970, 696 |
| (2) セグメント間の内部売上高 又は振替高 | _ | 152, 847 | 72, 916 | 225, 764 | (225, 764) | _ |
| 計· | 6, 027, 440 | 336, 031 | 832, 988 | 7, 196, 460 | (225, 764) | 6, 970, 696 |
| 営業費用 | 6, 395, 619 | 609, 546 | 964, 165 | 7, 969, 331 | 184, 197 | 8, 153, 528 |
| 営業利益又は営業損失 (△) | △368, 178 | △273, 514 | △131, 177 | △772, 870 | (409, 961) | △1, 182, 832 |
| Ⅱ 資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出 | | | | | | |
| 資産 | 13, 211, 231 | 11, 005, 970 | 3, 095, 682 | 27, 312, 885 | 2, 863, 694 | 30, 176, 579 |
| 減価償却費 | 1, 124, 558 | 76, 604 | 26, 671 | 1, 227, 835 | 621 | 1, 228, 456 |
| 減損損失 | 53, 703 | _ | _ | 53, 703 | _ | 53, 703 |
| 資本的支出 | 297, 659 | 7, 168, 018 | 1, 847, 367 | 9, 313, 045 | 775 | 9, 313, 820 |

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、当社グループが顧客に対して提供するサービスの類似性に従って区分しております。

2. 各区分に属する主要なサービス

| 事業区分 | 主要な商品・製品及びサービス |
|----------------|---|
| 省エネルギー支援サービス事業 | 顧客企業の省エネルギーを支援することを目的とした事業。顧客企業のエネルギー使用実態を調査・診断し、省エネルギー設備の施工・運用を一貫して行います。 |
| グリーンエナジー事業 | 木質バイオマス等を燃料とする新エネルギーによる発電事業で、発電のみなら ず地域環境の改善を目的とした事業。 |
| 電力ビジネス事業 | 電力の需要と供給を最適化し、エネルギーの社会全体の効率性を改善すること を目的とした、電力の小売事業及び電力の市場取引事業。 |

- 3. 営業費用のうち、「消去又は全社」項目に含めた配賦不能営業費用の金額は409,961千円であり、その主なものは当社の管理部門に係わる費用です。
- 4. 資産のうち、「消去又は全社」の項目に含めた全社資産は、2,863,694千円であり、その主なものは、当社での余資運用資金(現金及び投資有価証券)及び管理部門に係る資産等です。

当連結会計年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

| | 省エネルギ ー支援サー ビス事業 (千円) | グリーンエ ナジー事業 (千円) | 電力ビジネ ス事業 (千円) | 計 (千円) | 消去又は全 社(千円) | 連結 (千円) |
|-----------------------------|--------------------------------|------------------------|----------------------|--------------|----------------|--------------|
| I 売上高 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 5, 264, 409 | 1, 223, 003 | 4, 084, 875 | 10, 572, 288 | _ | 10, 572, 288 |
| (2) セグメント間の内部売上高 又は振替高 | _ | 695, 857 | _ | 695, 857 | (695, 857) | _ |
| 計 | 5, 264, 409 | 1, 918, 861 | 4, 084, 875 | 11, 268, 146 | (695, 857) | 10, 572, 288 |
| 営業費用 | 4, 800, 755 | 1, 837, 661 | 4, 260, 537 | 10, 898, 954 | (415, 516) | 10, 483, 438 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 463, 653 | 81, 199 | △175, 661 | 369, 191 | (280, 341) | 88, 849 |
| II 資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出 | | | | | | |
| 資産 | 14, 050, 647 | 11, 323, 444 | 6, 506, 627 | 31, 880, 719 | 2, 437, 434 | 34, 318, 154 |
| 減価償却費 | 1, 131, 550 | 370, 035 | 106, 884 | 1, 608, 470 | 724 | 1, 609, 195 |
| 資本的支出 | 975, 730 | 622, 869 | 3, 548, 092 | 5, 146, 692 | 16, 810 | 5, 163, 502 |

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、当社グループが顧客に対して提供するサービスの類似性に従って区分しております。

2. 各区分に属する主要なサービス

| 事業区分 | 主要な商品・製品及びサービス |
|----------------|---|
| 省エネルギー支援サービス事業 | 顧客企業の省エネルギーを支援することを目的とした事業。顧客企業のエネル ギー使用実態を調査・診断し、省エネルギー設備の施工・運用を一貫して行い ます。 |
| グリーンエナジー事業 | 木質バイオマス等を燃料とする新エネルギーによる発電事業で、発電のみなら ず地域環境の改善を目的とした事業。 |
| 電力ビジネス事業 | 電力の需要と供給を最適化し、エネルギーの社会全体の効率性を改善すること を目的とした、電力の小売事業及び電力の市場取引事業。 |

- 3. 営業費用のうち、「消去又は全社」項目に含めた配賦不能営業費用の金額は280,341千円であり、その主なものは当社の管理部門に係わる費用です。
- 4. 資産のうち、「消去又は全社」の項目に含めた全社資産は、2,437,434千円であり、その主なものは当社での余資運用資金(現預金)及び管理部門に係る資産等です。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) 本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) 本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) 海外売上高がないため該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) 海外売上高がないため該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 平成18年6月30日) 至

当連結会計年度 (自 平成18年7月1日

1株当たり純資産額

104,044.22円

1株当たり当期純損失

39,556.68円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきま しては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損 失であるため記載しておりません。

当社は、平成17年11月21日付で株式1株につき5株の 株式分割を行っております。

なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場 合の前連結会計年度における1株当たり情報について は、以下の通りとなります。

前連結会計年度

1株当たり純資産額 87,823.04円 1株当たり当期純利益 2,870.23円 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 2,523.44円

(追加情報)

当連結会計年度より、改正後の「一株当たり当期純利 益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 最終改正 平成18年1月31日)及び「一株当たり当期純利益に関す る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 最終改正平成18年1月31日)を適用しております。これ により、前連結会計年度と同様の方法によった場合と比 べ、当連結会計年度の1株当たり純資産額は、3,241円59 銭減少しております。

至 平成19年6月30日)

1株当たり純資産額 105, 133.88円 1株当たり当期純利益 3,151.72円 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 2,941.52円

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

| | 前連結会計年度末 (平成18年6月30日) | 当連結会計年度末 (平成19年6月30日) |
|--|--------------------------|--------------------------|
| 連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円) | 6, 490, 779 | 7, 884, 549 |
| 普通株式に係る純資産額 (千円) | 6, 481, 850 | 7, 861, 911 |
| 連結貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額 の算定に用いられた普通株式に係る連結会計年度末の純資産 額との差額の主な内訳(千円) | | |
| 新株予約権 | _ | 3, 129 |
| 少数株主持分 | 8, 929 | 19, 508 |
| 普通株式の発行済株式数 (株) | 62, 305. 89 | 74, 786. 89 |
| 普通株式の自己株式数 (株) | 6.89 | 6. 89 |
| 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数(株) | 62, 299 | 74, 780. 00 |

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

| | 前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | 当連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) |
|---|--|---|
| 連結損益計算書上の当期純利益又は当期純損失(△) (千円) | △2, 031, 629 | 218, 396 |
| 普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円) | △2, 031, 629 | 218, 396 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | _ | _ |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 51, 359. 97 | 69, 294. 55 |
| 当期純利益調整額(千円) | _ | _ |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主な内訳(株) | | |
| 新株予約権 | _ | 4, 951. 56 |
| 普通株式増加数 (株) | _ | 4, 951. 56 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 旧商法第280条ノ19第1 項の規定による新株引受権、旧商法280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権。(新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式:3,304株)なお、これらの概要は、「4 提出会社の状況、1.株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 旧商法第280条ノ19第1 項の規定による新株引受権、旧商法280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権。(新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式:830株)なお、これらの概要は、「第4 提出会社の状況、1.株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。 |

(重要な後発事象)

| 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|---------------|---|
| (自 平成17年7月1日 | (自 平成18年7月1日 |
| 至 平成18年6月30日) | 至 平成19年6月30日) |
| | 1. 重要な子会社の設立 平成19年7月3日付で下記概要の子会社を設立いた しました。 ①商 号:株式会社新潟ニューエナジー ②代 表 者:代表取締役社長 内田義康 ③本店所在地:東京都中央区 ④事業内容 :発電事業 ⑤決 算 期:6月 ⑥資 本 金:10,000千円 ⑦発行株式数:200株 ⑧株主構成 :当社 100% |

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 前期末残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|-----------|
| 短期借入金 | _ | _ | _ | _ |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 100, 369 | 793, 423 | 2. 23 | _ |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 5, 933, 263 | 10, 515, 211 | 2. 23 | 平成19年~31年 |
| その他の有利子負債 | _ | _ | _ | _ |
| 計 | 6, 033, 633 | 11, 308, 634 | _ | _ |

- (注) 1. 平均利率については、期中平均借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

| | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|
| | (千円) | (千円) | (千円) | (千円) | |
| 長期借入金 | 1, 050, 909 | 1, 046, 608 | 1, 046, 814 | 1, 042, 545 | |

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

- (1) 【財務諸表】
- ①【貸借対照表】

| | | 前事業年度 (平成18年6月30日) | | | 当事業年度 (平成19年6月30日) | | |
|---------------|---------------|-----------------------|--------------|---------|-----------------------|--------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | | 構成比 (%) | 金額 (千円) | | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | | | |
| I 流動資産 | | | | | | | |
| 1. 現金及び預金 | | | 2, 779, 550 | | | 2, 737, 072 | |
| 2. 受取手形 | ※ 5 | | 2, 688 | | | 47, 477 | |
| 3. 売掛金 | ※ 1 | | 1, 009, 390 | | | 1, 429, 487 | |
| 4. 有価証券 | | | 99, 531 | | | _ | |
| 5. 製品 | | | _ | | | 72, 345 | |
| 6. 貯蔵品 | | | 179, 806 | | | 193, 229 | |
| 7. 前払費用 | | | 28, 684 | | | 44, 271 | |
| 8. 関係会社短期貸付金 | | | 2, 549, 000 | | | 2, 276, 000 | |
| 9. 未収入金 | ※ 4 | | 405, 970 | | | 308, 426 | |
| 10. その他 | | | 1, 277 | | | 63, 698 | |
| 貸倒引当金 | | | △800 | | | △800 | |
| 流動資産合計 | | | 7, 055, 098 | 30. 2 | | 7, 171, 208 | 30. 0 |
| Ⅱ 固定資産 | | | | | | | |
| 1. 有形固定資産 | | | | | | | |
| (1) 建物 | ※ 2 | 1, 618, 308 | | | 1, 619, 368 | | |
| 減価償却累計額 | | 213, 222 | 1, 405, 085 | | 300, 578 | 1, 318, 789 | |
| (2) 機械及び装置 | ※ 1, 2 | 13, 683, 797 | | | 13, 822, 299 | | |
| 減価償却累計額 | | 2, 293, 425 | 11, 390, 371 | | 3, 329, 316 | 10, 492, 982 | |
| (3) 工具、器具及び備品 | | 66, 539 | | | 73, 796 | | |
| 減価償却累計額 | | 18, 553 | 47, 985 | | 34, 276 | 39, 520 | |
| (4) 建設仮勘定 | | | 283, 202 | | | 129, 909 | |
| 有形固定資産合計 | | | 13, 126, 645 | 56. 1 | | 11, 981, 201 | 50. 2 |
| 2. 無形固定資産 | | | | | | | |
| (1) ソフトウェア | | | 24, 405 | | | 20, 909 | |
| (2) ソフトウェア仮勘定 | | | _ | | | 15, 750 | |
| (3) その他 | | | 1, 097 | | | 1, 097 | |
| 無形固定資産合計 | | | 25, 502 | 0.1 | | 37, 756 | 0.2 |

| | | 前事業年度 (平成18年6月30日) | | 当事業年度 (平成19年6月30日) | |
|--|------------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 3. 投資その他の資産 | | | | | |
| (1) 投資有価証券 | | 10, 000 | | 3, 670 | |
| (2) 関係会社株式 | ※ 1 | 2, 020, 200 | | 3, 788, 064 | |
| (3) 関係会社長期貸付金 | ※ 1 | 1, 005, 000 | | 450, 000 | |
| (4) 破産債権、再生債権、 更生債権その他これ らに準ずる債権 | | 1, 480 | | _ | |
| (5) 長期前払費用 | | _ | | 194, 349 | |
| (6) その他 | | 142, 590 | | 245, 217 | |
| 貸倒引当金 | | △1,410 | | _ | |
| 投資その他の資産合計 | | 3, 177, 861 | 13.6 | 4, 681, 302 | 19. 6 |
| 固定資産合計 | | 16, 330, 008 | 69.8 | 16, 700, 260 | 70. 0 |
| 資産合計 | | 23, 385, 107 | 100.0 | 23, 871, 469 | 100.0 |
| (負債の部) | | | | | |
| I 流動負債 | | | | | |
| 1. 買掛金 | ※ 4 | 1, 033, 964 | | 988, 443 | |
| 2. 関係会社短期借入金 | | _ | | 350,000 | |
| 3. 一年内返済予定 長期借入金 | ※ 1 | 32, 869 | | 83, 423 | |
| 4. 未払金 | ※ 1 | 901, 044 | | 330, 602 | |
| 5. 一年内支払予定 長期未払金 | ※ 1 | 1, 461, 458 | | 1, 699, 773 | |
| 6. 未払費用 | | 23, 128 | | 28, 937 | |
| 7. 未払法人税等 | | 22, 891 | | 22, 814 | |
| 8. 未払消費税等 | | 24, 694 | | 37, 548 | |
| 9. 前受金 | | 3, 433 | | 3, 433 | |
| 10. 預り金 | | 15, 007 | | 18, 384 | |
| 11. メンテナンス費用引当 金 | | 158, 420 | | 48, 668 | |
| 12. 設備改善費用引当金 | | 405, 115 | | 21, 538 | |
| 13. 契約損失引当金 | | 37, 149 | | 65, 717 | |
| 14. その他 | | 406 | | 236, 161 | |
| 流動負債合計 | | 4, 119, 584 | 17. 6 | 3, 935, 449 | 16.5 |

| | | 前事業年度 (平成18年6月30日) | | | (平成 | 当事業年度 19年6月30日) | |
|--------------------|------------|-----------------------|-------------------------|---------|--------------|--------------------|---------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (千円) | | 構成比 (%) | 金額 (千円) | | 構成比 (%) |
| Ⅱ 固定負債 | | | | | | | |
| 1. 長期借入金 | ※ 1 | | 184, 513 | | | 601, 461 | |
| 2. 長期未払金 | ※ 1 | | 11, 632, 899 | | | 9, 937, 915 | |
| 3. メンテナンス費用引当 金 | | | 26, 835 | | | _ | |
| 4. 契約損失引当金 | | | 109, 458 | | | 413, 582 | |
| 5. その他 | | | 91, 231 | | | 182, 918 | |
| 固定負債合計 | | | 12, 044, 937 | 51. 5 | | 11, 135, 878 | 46. 6 |
| 負債合計 | | | 16, 164, 522 | 69. 1 | | 15, 071, 327 | 63. 1 |
| (純資産の部) I 株主資本 | | | | | | | |
| 1. 資本金 | | | 5, 470, 500 | 23. 4 | | 6, 150, 394 | 25. 8 |
| 2. 資本剰余金 | | | 5, 470, 500 | 23. 4 | | 0, 150, 594 | 20.0 |
| (1) 資本準備金 | | 3, 196, 000 | | | 3, 840, 584 | | |
| 資本剰余金合計 | | | 3, 196, 000 | 13. 7 | | 3, 840, 584 | 16. 1 |
| 3. 利益剰余金 | | | | | | | |
| (1) その他利益剰余金 | | | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | △1, 443, 642 | | | △1, 191, 693 | | |
| 利益剰余金合計 | | | $\triangle 1, 443, 642$ | △6. 2 | | △1, 191, 693 | △5.0 |
| 4. 自己株式 | | | △2, 272 | 0.0 | | △2, 272 | △0.0 |
| 株主資本合計 | | | 7, 220, 585 | 30. 9 | | 8, 797, 012 | 36. 9 |
| Ⅱ 新株予約権 | | | _ | _ | | 3, 129 | 0.0 |
| 純資産合計 | | | 7, 220, 585 | 30. 9 | | 8, 800, 141 | 36. 9 |
| 負債純資産合計 | | | 23, 385, 107 | 100.0 | | 23, 871, 469 | 100.0 |
| | | | | | | | |

②【損益計算書】

| | | 前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日 | | 目 目) | 当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) | | 目 目) |
|---------------------------|------------|---------------------------------------|--------------|---------|--|-------------|---------|
| 区分 | 注記番号 | 金額 | (千円) | 百分比 (%) | 金額 | (千円) | 百分比 (%) |
| I 売上高 | | | 6, 790, 531 | 100.0 | | 9, 357, 061 | 100.0 |
| Ⅱ 売上原価 | | | 6, 822, 290 | 100. 5 | | 8, 653, 265 | 92. 5 |
| 売上総利益又は売上総損失(△) | | | △31, 759 | △0.5 | | 703, 795 | 7. 5 |
| Ⅲ 販売費及び一般管理費 | ※ 1 | | 846, 284 | 12. 4 | | 662, 406 | 7. 1 |
| 営業利益又は営業損失(△) | | | △878, 044 | △12. 9 | | 41, 389 | 0.4 |
| IV 営業外収益 | | | | | | | |
| 1. 受取利息 | ※ 2 | 52, 863 | | | 82, 969 | | |
| 2. 受入キャンセル料 | | 14, 984 | | | _ | | |
| 3. 損害補償金 | | _ | | | 40, 288 | | |
| 4. その他 | | 6, 827 | 74, 675 | 1. 1 | 13, 385 | 136, 643 | 1. 5 |
| V 営業外費用 | | | | | | | |
| 1. 支払利息 | ※ 3 | 3, 724 | | | 12, 763 | | |
| 2. 保証料 | | _ | | | 1,641 | | |
| 3. 社債発行費 | | 8, 506 | | | _ | | |
| 4. 契約解除金 | | 5, 377 | | | _ | | ļ |
| 5. その他 | | 1, 984 | 19, 593 | 0.3 | 1, 244 | 15, 648 | 0.2 |
| 経常利益又は経常損失(△) | | | △822, 961 | △12. 1 | | 162, 384 | 1. 7 |
| VI 特別利益 | | | | | | | |
| 1. 貸倒引当金戻入益 | | _ | | | 354 | | |
| 2. 設備改善費用引当金戻入益 | | _ | | | 47, 385 | | |
| 3. 破産債権分配金 | | _ | | | 14, 979 | | |
| 4. 保険金収入 | | _ | _ | _ | 187, 132 | 249, 852 | 2. 7 |
| VII 特別損失 | | | | | | | |
| 1. 契約損失引当金繰入額 | | _ | | | 32, 000 | | |
| 2. 企業グループ再編に伴う子会社 株式売却損 | | _ | | | 109, 494 | | |
| 3. 設備改善費用 | ※ 4 | 212, 642 | | | _ | | |
| 4. 設備改善費用引当金繰入額 | ※ 5 | 215, 849 | | | _ | | |
| 5. 減損損失 | ※ 6 | 53, 703 | | | _ | | |
| 6. 投資有価証券評価損 | | 6, 999 | 489, 194 | 7. 2 | 6, 329 | 147, 823 | 1.6 |
| 税引前当期純利益又は税引前当 期純損失(△) | | | △1, 312, 156 | △19. 3 | | 264, 413 | 2.8 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 9,000 | | | 12, 464 | | |
| 法人税等調整額 | | 243, 437 | 252, 437 | 3. 7 | | 12, 464 | 0.1 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | | | △1, 564, 594 | △23. 0 | | 251, 949 | 2. 7 |
| | | | | | | | |

売上原価明細書

| | | | 前事業年度 (自 平成17年7月 至 平成18年6月3 | | 当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) | | |
|----|--------|------------|-----------------------------------|---------|--|------------|--|
| | 区分 | 注記番号 | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額 (千円) | 構成比 (%) | |
| Ι | 仕入高 | | _ | _ | 4, 340, 373 | 50. 2 | |
| П | 外注費 | | 1, 351, 583 | 19. 5 | 695, 725 | 8.0 | |
| Ш | 労務費 | | 110, 764 | 1.6 | 7, 450 | 0.1 | |
| IV | 経費 | ※ 2 | 5, 451, 718 | 78. 9 | 3, 609, 716 | 41.7 | |
| | 当期発生原価 | | 6, 914, 067 | 100.0 | 8, 653, 265 | 100.0 | |
| | 他勘定振替高 | ※ 3 | 91, 776 | Ĭ | _ | | |
| | 当期売上原価 | | 6, 822, 290 | | 8, 653, 265 | | |
| | | | |] | | | |

| | 前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | | | 当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) | | |
|------------|--|-------------|------------|--|-------------|--|
| 1 | 原価計算の方法 | | 1 | 原価計算の方法 | | |
| | 個別原価計算制度を採用しておりる | ます。 | | 同左 | | |
| ※ 2 | 経費の主な内訳 | | ※ 2 | 経費の主な内訳 | | |
| | 燃料費 | 2,544,824千円 | | 燃料費 | 2,061,915千円 | |
| | 減価償却費 | 1,130,008千円 | | 減価償却費 | 1,148,059千円 | |
| | 支払リース料 | 613,078千円 | | 支払リース料 | 371,096千円 | |
| ※ 3 | 他勘定振替高の内訳 | | ※ 3 | | | |
| | 未収入金 | 91,776千円 | | | | |

- (注1) 前事業年度において経費に含めて表示していた電力仕入高544,849千円は、当事業年度において電力ビジネス事業の電力小売が大幅に増加したことにより、他の物品等の仕入高と合わせ仕入高として表示することといたしました。
- (注2) 当事業年度より発電所に係る兼務従業員が子会社へ移籍したため、労務費は減少しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

| | 株 主 資 本 | | | | | |
|-----------------------------|-------------|-------------|--------------|---------|--------------|--------------|
| | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | 純資産合計 |
| | | その他利益剰余金 | | | | |
| | | 資本準備金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 平成17年6月30日 残高 (千円) | 2, 860, 570 | 696, 000 | 120, 951 | _ | 3, 677, 521 | 3, 677, 521 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 2, 609, 930 | 2, 500, 000 | | | 5, 109, 930 | 5, 109, 930 |
| 当期純利益 | | | △1, 564, 594 | | △1, 564, 594 | △1, 564, 594 |
| 自己株式の取得 | | | | △2, 272 | △2, 272 | △2, 272 |
| 株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額) | | | | | | _ |
| 事業年度中の変動額合計 (千円) | 2, 609, 930 | 2, 500, 000 | △1, 564, 594 | △2, 272 | 3, 543, 064 | 3, 543, 064 |
| 平成18年6月30日 残高 (千円) | 5, 470, 500 | 3, 196, 000 | △1, 443, 642 | △2, 272 | 7, 220, 585 | 7, 220, 585 |

当事業年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

| | | | 株 主 資 本 | | |
|-----------------------------|-------------|-------------|--------------|---------|-------------|
| | | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | |
| | 資 本 金 | | その他利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 平成18年6月30日 残高 (千円) | 5, 470, 500 | 3, 196, 000 | △1, 443, 642 | △2, 272 | 7, 220, 585 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | 679, 894 | 644, 584 | | | 1, 324, 478 |
| 当期純利益 | | | 251, 949 | | 251, 949 |
| 株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 (千円) | 679, 894 | 644, 584 | 251, 949 | _ | 1, 576, 427 |
| 平成19年6月30日 残高 (千円) | 6, 150, 394 | 3, 840, 584 | △1, 191, 693 | △2, 272 | 8, 797, 012 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|--------|-------------|
| 平成18年6月30日 残高 (千円) | _ | 7, 220, 585 |
| 事業年度中の変動額 | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | | 1, 324, 478 |
| 当期純利益 | | 251, 949 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額) | 3, 129 | 3, 129 |
| 事業年度中の変動額合計 (千円) | 3, 129 | 1, 579, 556 |
| 平成19年6月30日 残高 (千円) | 3, 129 | 8, 800, 141 |

| 項目 | 前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | 当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) |
|-------------------------|---|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び 評価方法 | (1) 売買目的有価証券 時価法(売却原価は移動平均法により算定) なお、特定金外信託に含まれる有 価証券も同一の評価基準及び評価方 法によっております。 | (1) |
| | (2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 | (2) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (3) その他有価証券 時価のないもの 同左 |
| 2. たな卸資産の評価基準及 び評価方法 | (1) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法 | (1) 製品、貯蔵品 総平均法による原価法 |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 ・省エネルギー支援サービス事業用の有形固定資産 買取りオプションが付与された固定資産については、エネルギー供給サービス契約期間を耐用年数とし、契約期間満了時における資産の見積処分価額を残存価額とする定額法。上記以外については経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 5~31年機械装置 5~15年 ・その他の有形固定資産 | (1) 有形固定資産 ・省エネルギー支援サービス事業用の 有形固定資産 同左 ・その他の有形固定資産 |
| | 定率法 なお、主な耐用年数は次のとお りです。 4~15年 (2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。 | 同左 (2)無形固定資産 同左 |
| 4. 繰延資産の処理方法 | (1) 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。 (2) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。 | (1) 株式交付費 支出時に全額費用として処理してお ります。 (2) ————— |

| | 公市 | 小事条件库 |
|------------------------------------|--|---|
| 項目 | 前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | 当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) |
| 5. 引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般 債権については貸倒実績率により、貸 倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不能見 込額を計上しております。 | (1) 貸倒引当金 同左 |
| | (2) メンテナンス費用引当金 省エネルギー支援サービス事業の機 械装置にかかる定期点検等のメンテナ ンス費用の支出に備えるため、その支 出見込額のうち当事業年度末までに負 担すべき費用の見積額を計上しており ます。 | (2) メンテナンス費用引当金 同左 |
| | (3) 設備改善費用引当金 省エネルギー支援サービス事業用設 備に発生した故障に対する修繕費、故 障を未然に防ぐための施策費用及び設 備停止中に顧客が被る損失に対する補 償等により、将来発生が見込まれる諸 費用について、合理的に見積られる金 額を計上しております。 (追加情報) 従来より、省エネルギー支援サービ ス事業用設備の不具合が発生しており ましたが、故障原因の究明及び設備の 改修活動に積極的に取り組む必要が生 じたため、当事業年度より設備改善費 用引当金を計上しております。これに より、売上総損失及び営業損失が、そ れぞれ189,266千円、税引前当期純損失 | (3) 設備改善費用引当金 省エネルギー支援サービス事業用設備に発生した故障に対する修繕費、故障を未然に防ぐための施策費用及び設備停止中に顧客が被る損失に対する補償等により、将来発生が見込まれる諸費用について、合理的に見積られる金額を計上しております。 |
| | が405,115千円増加しております。 (4) 契約損失引当金 エネルギー供給サービス契約の損失 に備えるため、今後、損失発生の可能 性が高く、かつ、金額を合理的に見積 ることができる契約について、損失見 込額を計上しております。 | (4) 契約損失引当金 同左 |
| 6. リース取引の処理方法 | リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によって おります。 | 同左 |
| 7. その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事 項 | (1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 | (1) 消費税等の会計処理 同左 |

前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

(固定資産の減損に係る会計基準)

当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見 書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基 準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しており ます。これにより税引前当期純損失は53,703千円増加し ております。

なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき当該各資産の金額から直接控除しております。

(役員賞与に関する会計基準)

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の資本の部に相当する金額は7,220,585千円です。

財務諸表等規則の改正により、当事業年度は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)

当事業年度より、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 最終改正平成17年12月27日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 最終改正平成17年12月27日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

財務諸表等規則の改正により、当事業年度は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

(重要な資産の評価基準及び評価方法)

当社は、たな卸資産の評価基準及び評価方法は最終仕入原価法を採用しておりましたが、原材料の価格変動を適時に反映させ、より適正なたな卸資産の評価額を算定するため、当事業年度より最終仕入原価法による原価法から総平均法による原価法に変更しております。

この結果、従来と同一の方法によった場合と比べ、たな卸資産が1,350千円減少し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ減少しております。

(減価償却資産の減価償却の方法に関する会計基準)

当事業年度より、法人税法等の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号及び法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、省エネルギー支援サービス事業の買取オプションが付与された固定資産以外の有形固定資産で平成19年4月1日以降に取得したものついて、改正後の法人税法に基づく償却率を採用しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微です。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて 表示しておりました「関係会社短期貸付金」は金額の重 要性が増したため、当事業年度年度より区分掲記いたし ました。

なお、前事業年度末の「関係会社短期貸付金」は 100,000千円です。

(貸借対照表)

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益に表示しておりまし た「消費税等還付加算金」は、金額の重要性が減ったた め当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表 示しております。

なお、当事業年度の「消費税等還付加算金」は1,715 千円です。

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含め て表示しておりました「保証料」は金額の重要性が増し たため、当事業年度より区分掲記いたしました。

なお、前事業年度末の「保証料」は1,814千円です。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度

(平成18年6月30日)

※1. 担保に供している資産

① 関係会社株式

450,000千円

上記株式は、子会社㈱中袖クリーンパワーの長期 借入金の担保に供しております。

(2) 機械及び装置 254,340千円

上記物件は、一年内返済予定長期借入金22,500千 円、長期借入金153,750千円の担保に供しておりま す。

(3) 売掛金 599,230千円 上記債権を割賦及びリースに関する債務に対する 譲渡担保等に供しております。なお、上記割賦及び リースに関する債務は、未払金109,262千円、一年内 支払予定長期未払金1,211,449千円、長期未払金 8,691,642千円です。

当事業年度 (平成19年6月30日)

- ※1. 担保に供している資産
 - ① 関係会社株式

3,390,000千円

- ② 関係会社長期貸付金 450,000千円 上記資産は、子会社㈱中袖クリーンパワー、㈱岩 国ウッドパワー、㈱日田ウッドパワー、及び㈱白河 ウッドパワーの一年内返済予定長期借入金710,000千 円、長期借入金9,913,750千円の担保に供しておりま す。
- 機械及び装置 237,820千円 上記物件は、一年内返済予定長期借入金 22,500千 円、長期借入金131,250千円の担保に供しておりま す。
- 売掛金 611,108千円 上記債権を割賦及びリースに関する債務に対する 譲渡担保等に供しております。なお、上記割賦及び リースに関する債務は、未払金45,608千円、一年内 支払予定長期未払金1,699,773千円、長期未払金 9,937,915千円です。

前事業年度 (平成18年6月30日)

※2. 当事業年度において、国庫補助金の受入れにより機械及び装置21,851千円の圧縮記帳を行いました。貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、有形固定資産に係る国庫補助金の受入れに よる圧縮記帳累計額は建物157,582千円、機械及び装 置3,550,202千円です。

3. 偶発債務

① 債務保証

下記の通り債務保証を行っております。

| 保証先 | 金額 (千円) | 内容 |
|-----------|-------------|------|
| ㈱岩国ウッドパワー | 2, 096, 250 | 借入債務 |
| ㈱日田ウッドパワー | 1, 740, 000 | 借入債務 |
| ㈱白河ウッドパワー | 1, 350, 000 | 借入債務 |
| 洸陽電機株式会社 | 12, 600 | 仕入債務 |
| 計 | 5, 198, 850 | _ |

上記の他に、㈱中袖クリーンパワーの土地賃貸借契約等の債務に対して連帯保証を行っております。

② デリバティブ取引に対する保証債務

| 被保証者 | 契約額等 (千円) | 内容 |
|------------|--------------|--------|
| ㈱日田ウッドパワー | 2, 700, 000 | 金利スワップ |
| ㈱白河ウッドパワー | 2, 400, 000 | 金利スワップ |
| ㈱中袖クリーンパワー | 4, 587, 000 | 金利スワップ |
| 計 | 9, 687, 000 | _ |

上記のデリバティブ取引は、連結子会社の借入金に 関する金利変動リスクを回避する目的のものです。

※4. 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

| 流動資産 | (千円) |
|------|----------|
| 未収入金 | 245, 469 |
| 流動負債 | |
| 買掛金 | 447, 172 |

5.

当事業年度 (平成19年6月30日)

※2. 当事業年度において、国庫補助金の受入れはありません。

なお、有形固定資産に係る国庫補助金の受入れに よる圧縮記帳累計額は建物157,582千円、機械及び装 置3,550,202千円です。

3. 偶発債務

① 債務保証

下記の通り債務保証を行っております。

| 保証先 | 金額 (千円) | 内容 |
|-----------|-------------|------|
| ㈱岩国ウッドパワー | 1, 881, 250 | 借入債務 |
| ㈱日田ウッドパワー | 3, 000, 000 | 借入債務 |
| ㈱白河ウッドパワー | 2, 632, 500 | 借入債務 |
| 計 | 7, 513, 750 | _ |

上記の他に、㈱中袖クリーンパワーの土地賃貸借契約等の債務に対して連帯保証を行っております。

② デリバティブ取引に対する保証債務

| 被保証者 | 契約額等 (千円) | 内容 |
|------------|--------------|--------|
| ㈱日田ウッドパワー | 2, 700, 000 | 金利スワップ |
| ㈱白河ウッドパワー | 2, 340, 000 | 金利スワップ |
| ㈱中袖クリーンパワー | 4, 587, 000 | 金利スワップ |
| 計 | 9, 627, 000 | _ |

上記のデリバティブ取引は、連結子会社の借入金に 関する金利変動リスクを回避する目的のものです。

*****4.

※5. 裏書譲渡手形は受取手形を直接減額して表示して おります。なお、当事業年度末の裏書譲渡手形の残 高は75,887千円です。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

※1. 販売費に属する費用のおおよその割合は70%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は30%です。

主要な費目及び金額は次のとおりです。

役員報酬 77, 163千円 給料手当 292,678千円 旅費交通費 48,082千円 支払手数料 102,092千円 51,646千円 家賃 調査費 69,594千円 減価償却費 2,272千円 貸倒引当金繰入額 2,210千円

※2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

関係会社よりの受取利息

52,852千円

Ж3.

※4. 設備改善費用

省エネルギー支援サービス事業用設備に発生した故障に対する修繕費、故障を未然に防ぐための施策費用及び設備停止中に顧客が被る損失に対する補償等のうち、当事業年度に実際に発生した重大な故障案件に対する金額を、特別損失の「設備改善費用」として計上しております。

当事業年度

(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

※1. 販売費に属する費用のおおよその割合は70%、 般管理費に属する費用のおおよその割合は30%です。

主要な費目及び金額は次のとおりです。

役員報酬71,800千円給料手当285,180千円旅費交通費38,565千円支払手数料92,959千円家賃38,140千円減価償却費1,924千円

※2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

関係会社よりの受取利息

82,641千円

※3. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

関係会社への支払利息

11,873千円

※4.

| 前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | | | | 1 | 当事業年度 自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) | |
|---|--|---|---|-------------|---------------------------------------|--|
| ※ 5. 設備改善 | 等 費用引当金繰入 | 額 | | ※ 5. | | |
| た故障に施策費用るい業件では、事業的をして、事業のでは、事業のでは、では、では、では、では、では、では、では、は、は、は、は、は、は、は、は | スルギー支援機力 対する循係を 対するのののののののののののののののののののののののののののののののののののの | 故障を未然に に顧客見いまれる 生れる金金金を 用引な 大改善 サール は以下の はは以下の | 防ぐための 損失に対す るまで計します。 で計します。 で対入 を繰入 が が が が が が が が が が が が に が が が が が が | ※ 6. | | |
| 用途 | 種 類 | 場所 | ~。 金額(千円) | | | |
| 省工ネ設備 | 機械装置及び 運搬具 | 新潟県長岡市 | 53, 703 | | | |
| に 円 原 ア ア の の の の の で で の の の の の の の の の の の の の | 。 5果、省エネルギ 3については、顧 -・フローが見込 1収可能価額まで : して特別損失に | 、グリーンエ リー資産ピン 一支の倒くとして がないで がないで がないで があれば があれば で で で で で で が な が は に い で い で い に い に い に い ら い ら い ら い ら い ら い ら い ら | ナジー事業 でなって アンスをできまれる。 アンスをできまれる。 アンスをできまれる。 アンスをできまする。 アンスをできる。 アンスをでする。 アンスをできる。 アンスをできる。 アンる。 アンスをできる。 アンスをできる。 アンスをできる。 アンスをできる。 アンスをできる。 アンスをできる。 アンる。 アンスをできる。 アンスをできる。 アンる。 アンる。 アンる。 アンる。 アンる。 アンる。 アンる。 アン | | | |
| なお、 | 回収可能価額は | 、正味売却価 | 額により測 | | | |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

定しており、当該設備については廃棄を予定していることから、正味売却価額を零として評価して

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|----------|--------|-------|----|--------|
| 普通株式 (株) | _ | 6. 89 | _ | 6.89 |

(変動事由の概要)

おります。

端株の買取による増加

6.89株

当事業年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|----------|--------|----|----|--------|
| 普通株式 (株) | 6.89 | _ | _ | 6.89 |

前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得価額相 当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 期末残高相 当額 (千円) |
|--------|---------------------|-----------------|---------------------|
| 機械及び装置 | 1, 157, 651 | 73, 323 | 1, 084, 327 |
| 合計 | 1, 157, 651 | 73, 323 | 1, 084, 327 |

- (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が 有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しておりま す。
- (2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

1年内123,205千円1年超961,121千円合計1,084,327千円

- (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減 価償却費相当額及び減損損失

支払リース料

66,935千円

減価償却費相当額

66,935千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内212,519千円1年超835,391千円合計1,047,910千円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得価額相 当額 (千円) | 減価償却累 計額相当額 (千円) | 期末残高相 当額 (千円) |
|---------------|---------------|------------------------|---------------------|
| 機械及び装置 | 1, 678, 404 | 200, 658 | 1, 477, 746 |
| 工具、器具 及び備品 | 9, 315 | 1, 573 | 7, 741 |
| 合計 | 1, 687, 719 | 202, 232 | 1, 485, 487 |

同左

(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

1年内181,582千円1年超1,303,904千円合計1,485,487千円

同左

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料

148,960千円

減価償却費相当額

148,960千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同左

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内221,108千円1年超772,324千円合計993,433千円

(減損損失について)

同左

(有価証券関係)

前事業年度(平成18年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成19年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

| 前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日 |) | 当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) | | |
|---------------------------------------|-----------|--|-----------|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発 | 生の主な原因別 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発 | 生の主な原因別 | |
| の内訳 | | の内訳 | | |
| 流動資產 繰延税金資産 | | 流動資產 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 6,197千円 | 未払事業税 | 4,855千円 | |
| メンテナンス費用引当金 | 64, 461 | メンテナンス費用引当金 | 17, 126 | |
| 設備改善費用引当金 | 164, 841 | 設備改善費用引当金 | 7, 579 | |
| 契約損失引当金 | 15, 115 | 契約損失引当金 | 23, 126 | |
| 補助金収入 | 4, 186 | 補助金収入 | 3,620 | |
| その他 | 881 | その他 | 1, 102 | |
| 流動資產 繰延税金資産計 | 255, 684 | 流動資產 繰延税金資産計 | 57, 411 | |
| 固定資産 繰延税金資産 | | 固定資産 繰延税金資産 | | |
| 減価償却費 | 254, 619 | 減価償却費 | 311, 257 | |
| メンテナンス費用引当金 | 10, 919 | 契約損失引当金 | 145, 539 | |
| 契約損失引当金 | 44, 538 | 投資有価証券評価損 | 4,690 | |
| 投資有価証券評価損 | 2, 848 | 除却固定資産 | 3, 500 | |
| 減損損失累計額 | 21, 851 | 税務上の繰越欠損金 | 104, 834 | |
| 税務上の繰越欠損金 | 185, 019 | その他 | 100 | |
| その他 | 388 | | | |
| 固定資産 繰延税金資産計 | 520, 185 | 固定資産 繰延税金資産計 | 569, 923 | |
| 繰延税金資産の合計 | 775, 869 | 繰延税金資産の合計 | 627, 334 | |
| 評価性引当額 | △775, 869 | 評価性引当額 | △627, 334 | |
| 繰延税金資産の純額 | | 繰延税金資産の純額 | | |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の | 法人税等の負担 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の | 法人税等の負担 | |
| 率との間に重要な差異があるときの | 、当該差異の原 | 率との間に重要な差異があるときの | 、当該差異の原 | |
| 因となった主要な項目別の内訳 | | 因となった主要な項目別の内訳 | | |
| | | 法定実効税率 | 35.2 % | |
| 当事業年度については、税引前当 | 期純損失を計上 | (調整) | | |
| しているため記載を省略しておりま | | 交際費等永久に損金に | 0.3 % | |
| | | 算入されない項目 | | |
| | | メンテナンス費用引当金 | △18.2 % | |
| | | 設備改善費用引当金 | △51.0 % | |
| | | 契約損失引当金 | 44.3 % | |
| | | 減価償却費 | 34.4 % | |
| | | 繰越欠損金 | △39.6 % | |
| | | その他 | △0.7 % | |
| | | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 4.7 % | |
| | | | | |
| | | | | |

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年7月1日 平成18年6月30日) 至

当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

1株当たり純資産額

115,902.10円

117,638.57円

1株当たり当期純損失

30,463.30円 1株当たり当期純利益 3,635.92円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきま しては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損

失であるため記載しておりません。

当社は、平成17年11月21日付で株式1株につき5株の 株式分割を行っております。

なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場 合の前事業年度における1株当たり情報については、以 下の通りとなります。

前事業年度

1株当たり純資産額

89,520.97円

1株当たり当期純利益

4,759.86円

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

4, 184. 77円

(追加情報)

当事業年度より、改正後の「一株当たり当期純利益に 関する会計基準」(企業会計基準第2号 最終改正平成 18年1月31日)及び「一株当たり当期純利益に関する会 計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 最 終改正平成18年1月31日)を適用しております。これに よる影響はありません。

1株当たり純資産額

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

3,393.43円

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

| | 前事業年度末 (平成18年6月30日) | 当事業年度末 (平成19年6月30日) |
|---|------------------------|------------------------|
| 貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円) | 7, 220, 585 | 8, 800, 141 |
| 普通株式に係る純資産額(千円) | 7, 220, 585 | 8, 797, 012 |
| 貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る事業年度末の純資産額との差額の主な内訳(千円) 新株予約権 | _ | 3, 129 |
| 普通株式の発行済株式数(株) | 62, 305. 89 | 74, 786. 89 |
| 普通株式の自己株式数 (株) | 6. 89 | 6. 89 |
| 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数(株) | 62, 299 | 74, 780. 00 |

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

| 2. 1 休当にり当期祂利益又は当期祂損失及い俗在株式調整後 1 休当にり当期祂利益 | | | | |
|---|--|---|--|--|
| | 前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | 当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) | | |
| 損益計算書上の当期純利益又は当期純損失(△) (千円) | △1, 564, 594 | 251, 949 | | |
| 普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円) | △1, 564, 594 | 251, 949 | | |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | _ | _ | | |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 51, 359. 97 | 69, 294. 55 | | |
| 当期純利益調整額(千円) | _ | _ | | |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普 通株式増加数の主な内訳(株) | | | | |
| 新株予約権 | _ | 4, 951. 56 | | |
| 普通株式増加数(株) | _ | 4, 951. 56 | | |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 旧商法第280条ノ19第1 項の規定による新株引受権、旧商法280条ノ20及び第280条ノ21の規定による 新株予約権。(新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式: 3,304株)なお、これらの概要は、「4 提出会社の状況、1.株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 旧商法第280条ノ19第1 項の規定による新株引受権、旧商法280条ノ20及び第280条ノ21の規定による 新株予約権。(新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式:830株)なお、これらの概要は、「第4提出会社の状況、1.株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。 | | |

(重要な後発事象)

| 前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日) | 当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日) |
|--|---|
| | 1. 重要な子会社の設立 平成19年7月3日付で下記概要の子会社を設立いた しました。 ①商 号:株式会社新潟ニューエナジー ②代 表 者:代表取締役社長 内田義康 ③本店所在地:東京都中央区 ④事業内容 :発電事業 ⑤決 算 期:6月 ⑥資 本 金:10,000千円 ⑦発行株式数:200株 ⑧株主構成 :当社 100% |

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末残高(千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|---------------|--------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 1, 618, 308 | 1,060 | _ | 1, 619, 368 | 300, 578 | 87, 355 | 1, 318, 789 |
| 機械及び装置 | 13, 683, 797 | 140, 626 | - | 13, 824, 424 | 3, 331, 441 | 1, 038, 015 | 10, 492, 982 |
| 工具、器具及び備品 | 66, 539 | 9, 985 | 2, 727 | 73, 796 | 34, 276 | 18, 277 | 39, 520 |
| 建設仮勘定 | 283, 202 | 824, 888 | 978, 182 | 129, 909 | _ | _ | 129, 909 |
| 有形固定資産計 | 15, 651, 847 | 976, 560 | 980, 909 | 15, 647, 497 | 3, 666, 296 | 1, 143, 648 | 11, 981, 201 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | _ | _ | _ | 35, 944 | 15, 034 | 6, 335 | 20, 909 |
| ソフトウェア仮勘定 | _ | - | _ | 15, 750 | _ | _ | 15, 750 |
| その他 | _ | _ | _ | 1,097 | _ | _ | 1, 097 |
| 無形固定資産計 | _ | _ | | 52, 791 | 15, 034 | 6, 335 | 37, 756 |
| 長期前払費用 | _ | 224, 350 | 23, 319 | 201, 030 | 6, 681 | 6, 681 | 194, 349 |

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

機械及び装置

省エネルギー支援サービス事業用発電設備

140,626 千円

建設仮勘定

省エネルギー支援サービス事業用省エネルギー機 824,888 千円

器等

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

建設仮勘定

機械及び装置等への振替額

140,626 千円

リースバック受入金への振替額

837,555 千円

3. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少 額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

| | - | | | | |
|--------------|------------|------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 区分 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
| 貸倒引当金 | 2, 210 | _ | 1, 055 | 354 | 800 |
| メンテナンス費用引当 金 | 185, 255 | 3, 461 | 140, 047 | _ | 48, 668 |
| 設備改善費用引当金 | 405, 115 | 16, 746 | 352, 938 | 47, 385 | 21, 538 |
| 契約損失引当金 | 146, 607 | 397, 595 | 64, 902 | _ | 479, 300 |

- (注) 1.貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、破産債権配当金の入金額です。
 - 2. 設備改善費用引当金の「当期減少額(その他)」は、未使用引当金の取崩し額です。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

| 区分 | 金額 (千円) |
|------|-------------|
| 現金 | 414 |
| 預金 | |
| 当座預金 | 687, 569 |
| 普通預金 | 2, 049, 088 |
| 小計 | 2, 736, 658 |
| 合計 | 2, 737, 072 |

② 受取手形

(イ) 相手先別内訳

| 相手先 | 金額 (千円) |
|---------|----------|
| イオン株式会社 | 123, 365 |
| 合計 | 123, 365 |

(注) 裏書譲渡手形75,887千円を含んでおります。

(口) 期日別内訳

| 期日別 | 金額(千円) |
|---------|----------|
| 平成19年7月 | 16, 895 |
| 8月 | 33, 853 |
| 9月 | 31, 126 |
| 10月 | 23, 275 |
| 11月 | 9, 107 |
| 12月 | 9, 107 |
| 合計 | 123, 365 |

③ 売掛金

(イ) 相手先別内訳

| 相手先 | 金額 (千円) |
|--------------|-------------|
| トヨタ自動車九州株式会社 | 195, 455 |
| ブリヂストン株式会社 | 182, 430 |
| 洸陽電気株式会社 | 112, 580 |
| 住友軽金属工業株式会社 | 78, 736 |
| 旭化成建材株式会社 | 64, 382 |
| その他 | 795, 901 |
| 合計 | 1, 429, 487 |

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 前期繰越高 (千円) | 当期発生高 (千円) | 当期回収高 (千円) | 次期繰越高 (千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------|------------------------------|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | (A) + (D) 2 (B) 365 |
| 1, 009, 390 | 9, 824, 914 | 9, 404, 818 | 1, 429, 487 | 86. 8 | 45. 3 |

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

④ 製品

| 品目 | 金額(千円) |
|----------|---------|
| 省エネルギー機器 | 72, 345 |
| 合計 | 72, 345 |

⑤ 貯蔵品

| 品目 | 金額 (千円) |
|---------|----------|
| 発電機整備部品 | 172, 142 |
| 重油等発電燃料 | 21, 087 |
| 슴計 | 193, 229 |

⑥ 関係会社短期貸付金

| 相手先 | 金額 (千円) |
|---------------------|-------------|
| 株式会社フェスコパワーステーション群馬 | 1, 025, 000 |
| 株式会社フェスコパワーステーション滋賀 | 796, 000 |
| 株式会社岩国ウッドパワー | 430, 000 |
| 日本森林燃料株式会社 | 25, 000 |
| 合計 | 2, 276, 000 |

⑦ 関係会社株式

| 相手先 | 金額(千円) |
|---------------------|-------------|
| 株式会社中袖クリーンパワー | 450, 000 |
| 株式会社フェスコメンテナンス | 248, 064 |
| 株式会社岩国ウッドパワー | 980, 000 |
| 株式会社日田ウッドパワー | 980, 000 |
| 株式会社白河ウッドパワー | 980, 000 |
| 株式会社フェスコパワーステーション滋賀 | 50, 000 |
| 株式会社フェスコパワーステーション群馬 | 50, 000 |
| 日本森林燃料株式会社 | 50, 000 |
| 合計 | 3, 788, 064 |

⑧ 買掛金

| 相手先 | 金額 (千円) |
|-----------------|----------|
| 東京電力株式会社 | 250, 275 |
| 関西電力株式会社 | 150, 408 |
| 西部瓦斯株式会社 | 120, 966 |
| テス・エンジニアリング株式会社 | 65, 155 |
| 豊通エネルギー株式会社 | 54, 822 |
| その他 | 346, 815 |
| 合計 | 988, 443 |

⑨ 一年内支払予定長期未払金

| 相手先 | 金額 (千円) |
|---------------|-------------|
| 三井住友銀リース株式会社 | 1, 105, 565 |
| 株式会社トヨタファイナンス | 587, 593 |
| その他 | 6, 614 |
| 合計 | 1, 699, 773 |

⑩ 長期未払金

| 相手先 | 金額(千円) |
|---------------|-------------|
| 株式会社トヨタファイナンス | 5, 569, 318 |
| 三井住友銀リース株式会社 | 4, 331, 066 |
| その他 | 37, 530 |
| 슴計 | 9, 937, 915 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| 事業年度 | 7月1日から6月30日まで | | |
|------------|--|--|--|
| 定時株主総会 | 9月中 | | |
| 基準日 | 6月30日 | | |
| 株券の種類 | 1 株券、10株券、及び100株券の3種類とする | | |
| 剰余金の配当の基準日 | 12月31日 6月30日 | | |
| 1 単元の株式数 | | | |
| 株式の名義書換え | | | |
| 取扱場所 | 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店 | | |
| 株主名簿管理人 | 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 | | |
| 取次所 | 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店 | | |
| 名義書換手数料 | 無料 | | |
| 新券交付手数料 | 無料 | | |
| 端株の買取り | | | |
| 取扱場所 | 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店 | | |
| 株主名簿管理人 | 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 | | |
| 取次所 | 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店 | | |
| 買取手数料 | 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 | | |
| 公告掲載方法 | 電子公告とする。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公 告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 | | |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 | | |

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 半期報告書の訂正報告書

平成18年9月22日関東財務局長に提出。

平成18年3月30日提出の半期報告書(第10期中)に係る訂正報告書です。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第10期) (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)平成18年9月27日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券届出書(新株予約権) 及びその添付書類

平成18年9月29日関東財務局長に提出。

(4) 有価証券届出書の訂正届出書

平成18年10月5日関東財務局長に提出。

平成18年9月29日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書です。

(5) 半期報告書

平成19年3月15日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

平成19年4月23日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(提出会社の代表取締役の異動)に基づく臨時報告書です。

(7) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年5月15日関東財務局長に提出。

平成18年9月27日提出の有価証券報告書(第10期)に係る訂正報告書です。

(8) 半期報告書の訂正報告書

平成19年5月15日関東財務局長に提出。

平成19年3月15日提出の半期報告書(第11期中)に係る訂正報告書です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成18年9月26日

株式会社ファーストエスコ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 渡邉 秀俊 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 竹本 啓祐 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストエスコ及び連結子会社の平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。
- 2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会 社)が別途保管しております。

平成19年9月20日

株式会社ファーストエスコ

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 高岡 勲 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 君和田 安二 印 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当 監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を 基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全 体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理 的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストエスコ及び連結子会社の平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

DJ F

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会 社)が別途保管しております。

平成18年9月26日

株式会社ファーストエスコ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 渡邉 秀俊 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 志村 さやか 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 竹本 啓祐 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストエスコの平成18年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会 社)が別途保管しております。

平成19年9月20日

株式会社ファーストエスコ

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 高岡 勲 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 君和田 安二 印 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストエスコの平成19年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会 社)が別途保管しております。